令和５年度

法人・施設概要

令和５年度入社式

社会福祉法人　土佐香美福祉会

＜目　　次＞

1～4　☆　社会福祉法人土佐香美福祉会　法 人 概 要

5～16　☆　2023年度 社会福祉法人土佐香美福祉会　総 合 事 業 計 画

17～36　☆　香美市土佐山田地区概要

18　・特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘　建物平面図
19～21　・特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘・短期入所生活介護事業所
22～23　・ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所の概要
25　・特定入居者生活介護事業所ケアハウス好日館　建物平面図
26～27　・特定入居者生活介護事業所ケアハウス好日館の概要
29　・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん　建物平面図
30～31　・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざんの概要
32～.34　・デイサービスセンターやまだ通所介護事業所の概要
35～36　・ウエルデイじんざん通所介護事業所の概要

37～46　☆　高知市街地区概要

38　・特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知　建物平面図
39～43　・特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知・ウエルショートしなねの概要
44～46　・ウエルデイしなね通所介護事業所の概要

47～56　☆　安芸郡芸西地区概要

48　・特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘　建物平面図
49～51　・特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘・短期入所生活介護事業所の概要
52～54　・デイサービスセンター洋寿の概要
55～56　・居宅介護支援事業所洋寿の概要

57～64　☆　香美市物部地区概要

58～60　・デイサービスセンターこづみ通所介護事業所の概要
61～62　・ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所の概要
63～64　・生活支援ハウスこづみの概要

65～68　☆　個人情報の保護に関する規程

69～73　☆　社会福祉法人土佐香美福祉会職員ハンドブック

法　人　の　概　要

社会福祉法人　土佐香美福祉会

≪ 法 人 概 要 ≫

1. 施設経営法人

法　　人　　名	社会福祉法人　土佐香美福祉会
法　人　所　在　地	高知県香美市土佐山田町５５０番２　（北組西）　〒782－0043
代　表　者　氏　名	理事長　　楠　目　　隆
Ｔ　Ｅ　Ｌ　番　号	０８８７－５２－２１１２
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０８８７－５２－２８８２
ホームページＵＲＬ	http://www.welplaza.or.jp
メ　ー　ル　ア　ド　レ　ス	tosakami52@smile.ocn.ne.jp

2. 法人の沿革

社会福祉法人土佐香美福祉会　　設立認可	平成１０年　６月１０日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘　設置認可　事業開始	平成１１年　４月　１日
介護保険制度開始	平成１２年　４月　１日
配食サービス事業開始　（３６５日、昼・夕）	平成１５年　４月　１日
グループユニットケア開始	平成１５年　５月　１日
香美市政発足（土佐山田町・香北町・物部村合併）	平成１８年　３月　１日
香美市立高齢者生活福祉センター　指定管理開始 （生活支援ハウスこづみ・通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所）	平成１８年　３月　１日
特別養護老人ホーム洋寿荘　移管経営開始　（芸西村）	平成１８年　４月　１日
デイサービスセンター洋寿ふれあいの家　指定管理開始 （通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所）	平成１８年　４月　１日
ケアハウス好日館　事業開始　（ウエルプラザやまだ荘併設型）	平成１８年１２月　１日
優良民間社会福祉法人表彰　天皇陛下より御下賜金拝領	平成１８年１２月２６日
全国初　木造二階建 特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘　　移転開設	平成２０年　６月２２日
高知市市街地区にて事業開始（訪問介護・居宅介護支援事業所）	平成２３年　２月　１日
特別養護老人ホームウエルプラザ高知　事業開始	平成２３年　４月　１日
就労継続支援Ａ型事業所ウエルジョブ＆キッチンやまだ事業開始	平成２７年　４月　１日
特定計画相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センター事業開始	平成２９年　４月　１日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘　新築工事着工	平成３０年　３月１２日
就労継続支援Ａ型事業所ウエルジョブ＆キッチンやまだ 特定計画相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センター事業移管	平成３０年　３月３１日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘　増床移転開設	平成３１年　２月　１日
住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん　事業開始	令和　元年１０月　１日

３. 社会福祉法人土佐香美福祉会役員 （理事6名・評議員7名・監事2名）

職　　名	氏　　名	役員および評議員としての資格ならびに所属等
理 事 長	楠目　隆	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（理事長）
副理事長	嶋村　貴博	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（副理事長）
常務理事	三谷　平通	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（常務理事）
理　事	楠目　修	当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（医療法人土佐楠目会理事長、医師）
	中澤　和彦	施設の管理者（住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん、ケアハウス好日館　施設長）
	津野　高敏	施設の管理者（特別養護老人ホームウエルプラザ高知　施設長）
評 議 員	大岸　啓郎	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	武内　節子	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	中島　敦子	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	原　心一	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	前田　隆明	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	松尾　禎之	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	溝渕　紀夫	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
監　事	宮地　盾騎	社会福祉事業について識見を有する者
	島元　健三	財務管理について識見を有する者

【任　期】

（理　事）令和５年６月２１日から令和７年６月に開催される定時評議員会終結の時まで

（監　事）令和５年６月２１日から令和７年６月に開催される定時評議員会終結の時まで

（評議員）令和３年６月１６日から令和７年６月に開催される定時評議員会終結の時まで

4.　法人の事業内容

介護保険事業	
香美市　土佐山田地区　〒782－0043　香美市土佐山田町550番2 **TEL　0887－52－2112　FAX　0887－52－2882**	
・特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館	定員50名
・デイサービスセンターやまだ通所介護事業所	定員38名
・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん	定員60名
・ウエルデイじんざん通所介護事業所	定員30名
香美市　土佐山田地区　〒782－0038　香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号 **TEL　0887－52－3223　FAX　0887－52－3220**	
・特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘（入所生活介護事業）	定員76名
・特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所（併設型）	定員12名
・ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所	
高知市　市街地区　〒781-8131　高知市一宮しなね2丁目15番19号 **TEL　088－855－8820　FAX　088－855－8830**	
・特別養護老人ホームウエルプラザ高知（入所生活介護事業）	定員80名
・ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所(併設型)	定員20名
・ウエルデイしなね通所介護事業所	定員28名
安芸郡　芸西地区　〒781-5704　安芸郡芸西村西分乙297番 **TEL　0887－32－2110　FAX　0887－32－2116**	
・特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘（入所生活介護事業）	定員80名
・特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所(併設型)	定員　8名
・デイサービスセンター洋寿	定員35名
・居宅介護支援事業所洋寿	
香美市　物部地区　〒781－4401　香美市物部町大栃898番地1 **TEL　0887－58－2828　FAX　0887－58－2848**	
・デイサービスセンターこづみ通所介護事業所	定員15名
・ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所	
受託事業（香美市からの委託事業）	
・生活支援ハウスこづみ（香美市物部地区）	定員12名

２０２３年度　総 合 事 業 計 画 書

はじめに

新型コロナウイルス感染症が発生してから 4 年経過しますが、いまだ確定した手法による対応策が見出さないまま、感染者数の統計上では猛威の落ち着きを感じるようになりました。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、特段の事情が生じない限りは 5 月 8 日から 5 類感染症に変更となりますが、当法人が経営する各施設、事業所におきましては、当面今まで通りの様々な基本的予防策を、役職員一人ひとりが確実に継続し実践していく所存です。

１．土佐香美福祉会重点目標

土佐香美福祉会法人本部は、**2023 年度土佐香美福祉会重点目標**を報告いたします。

社会福祉法人土佐香美福祉会は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を推進しています。

土佐香美福祉会ＳＤＧｓの取り組み

国連が掲げる「誰一人取り残さない」という SDGｓの理念は、地域共生社会の構築を主導する社会福祉法人のあり方に共通する考え方です。土佐香美福祉会は、人口減少など変化する社会のなかにあっても地域の福祉サービスを持続させていくため、重点目標を定め、取り組みを進めます。

2023 年度 土佐香美福祉会 重点目標

（１）働き方改革の実行（SDGｓ17 ゴールのうち 3. 5. 8. 9）

①ＩＣＴ･ロボット･ＡＩ･ＩｏＴ等の活用と生産性の向上

②働きやすい職場環境づくり（福祉人材確保・育成・定着）

③処遇改善施策への対応

（２）財務健全化の推進（SDGｓ17 ゴールのうち 7. 8. 12. 13）

①事業計画及び予算執行の厳守

②ガバナンスと高い透明性の確立

③物価高騰への対応

（３）災害対策基盤整備の強化（SDGｓ17 ゴールのうち 3. 5. 11）

①ＢＣＰ・ＢＣＭ・ＢＣＭＳ・災害福祉派遣チーム（ＤＷＡＴ）育成

②福祉避難所のシミュレーション（災害時支援・受援体制の構築）

＊感染症発生を想定したＢＣＰ・ＢＣＭ及び離職防止対応

（４）公益的取り組みの実践（SDGｓ17 ゴールのうち 1. 2. 3. 5. 11. 15）

①地域共生社会の実現推進(我が事・丸ごと)
②複数社会福祉法人連携及び社会福祉協議会連携
③農福連携の取組推進

上記4項目11課題の実践を掲げています。具体には、法人(経営)本部及び会議のあり方において、経営戦略情報共有機能の強化を図る目的で包括任命した法人役員・拠点管理者等による「合同運営会議」、施設長・施設管理者等による「施設長会議」及び次世代職員による「みらい会議」を月例会として開催し、重点目標の達成に向け実行・実施していきます。

本年度も高知市・香美市・芸西村における17事業部門と本部の計18部門の法人重点目標へのチャレンジは、法人中期計画(2021年～2023年)の最終年度課題として、取組み継続と到達が求められている項目であるとの役職員共通認識で臨んでいきます。

○全国社会福祉法人経営者協議会の取組を実践

全国社会福祉法人経営者協議会が策定した「社会福祉法人アクションプラン2025」(2021年度～2025年度　中期行動計画)にある社会福祉法人の使命、経営の原則及び「社会福祉法人行動指針」を確実に実践します。

「経営原則」

【公益性】　個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい“安心のある生活”が送れるように、国民すべての社会的な自立支援を目指すため、支援をすること。

【継続性】　解散時の手続きや残余財産の処分等に関する規定によって、制度的にサービスの継続性が確保されている。よって良質なサービスを安定して提供する義務があること。

【透明性】　公的な負担によって行われる事業であるとともに利用制度化が進むなか、公益法人としてより積極的な情報開示、情報提供等による高い透明性が求められること。

【倫理性】　公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行うこと。

【非営利性】持ち分がなく配当は認められていない。事業で得たすべての金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉需要に還元すること。

【開拓性】　表出しにくい生活課題、福祉需要の掘り起こしや、制度の狭間にあるもしくは制度化されていない福祉需要等に対し、新しい領域として、先駆的に他機関・団体等に先立って対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行うこと。

【組織性】　高い信頼性が求められる法人にふさわしい組織統治の確立、人材育成等、組織マネジメントに取り組むこと。

【主体性】　民間の社会福祉事業経営者としての自主性および自立性を発揮し自らの意思、判断によって事業に取り組むこと。

【効率性】　税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い経営をめざすこと。

【機動性】　地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して、すばやく対応すること。

以上の１０の経営原則に基づき、「社会福祉法人に求められる取組課題」（社会福動指針）を、
Ⅰ経営に対する基本姿勢、　Ⅱ支援に対する基本姿勢、
Ⅲ地域社会に対する基本姿勢、　Ⅳ人材に対する基本姿勢
の 4 つの基本姿勢の観点から「行動指針」として 14 の長期ビジョンを設定しています。

社会福祉法人アクションプラン２０２５

［2021 年度～2025 年度　中期行動計画］

基本姿勢Ⅰ．経営に対する基本姿勢

行動指針１　経営者としての役割

（・経営理念等の明確化・地域福祉への取組・経営計画の策定・経営改善・事業継続への備え・生産性向上に対する取組・自己研鑽・次世代の育成）

行動指針２　組織統治の強化

（・理事会・評議員会・監事・組織統治機能の強化・事務執行機能の強化・会計監査人の選定・事業経営の透明性の確保・運営協議会の設置）

行動指針３　健全で安定的な財務基盤の確立

（・財務状況の把握・財務基盤の確立・会計に関する十分な体制の整備・職務権限･役割の明確化・正確な計算書類の作成・適切な社会福祉充実計画の作成・長期計画に基づく資金計画・適正な資金運用・コスト意識の醸成）

行動指針４　コンプライアンスの徹底

（・ルールに対する適切な認識・コンプライアンス規定･マニュアルの策定・コンプライアンス体制の構築・監査ガイドラインの活用・コンプライアンス教育の徹底・公益通報相談の適切の実施・適正な報酬の取り扱い等・適切な補助金の取り扱い等・利害関係者との関係）

基本姿勢Ⅱ．支援に対する基本姿勢

行動指針５　人権尊重

（・基本理念等における明確化・職員に対する倫理教育の充実・インフォームドチョイスの重視・福祉サービス利用者の自己決定と選択の尊重・個人情報保護体制の整備・苦情解決･相談体制の整備・多様化･複雑化する福祉的ニーズへの支援・虐待を発生させない体制づくり・権利擁護の充実）

行動指針６　包括的支援の充実・展開

（・地域生活を重視した福祉サービス方針の確立・家族に対する支援・施設機能の解放・積極的なボランティアの活用・地域の社会資源の活用・制度外の福祉的ニーズに対する支援体制の充実）

行動指針７　サービスの質の向上

（・サービス提供方針の明確化・作業手順･マニュアルの策定・職員教育･研修の充実・

福祉サービス利用者や家族等の満足度向上・サービスの自己点検と継続的な改善・第三者によるサービス評価の受審・苦情解決における第三者委員の設置(活用)・福祉サービス事故等の未然防止・サービスの記録と情報開示)

行動指針８　安心・安全の環境整備

(・安心･安全な施設･設備環境の整備・ＱＯＬ:生活の質の向上・日常的な医療との連携・法的サービス以外の福祉的支援体制・ＢＣＭ:事業継続マネジメントの実践・感染症対策の徹底)

基本姿勢Ⅲ．地域社会に対する基本姿勢

行動指針９　地域共生社会の推進

(・実施している事業の確認と展開・低所得者･生活困窮者への配慮と支援・困難事例への取組・多様な社会福祉援助ニーズの把握・地域を包括する公益的な取組の推進・地域を活性化する取組・地域のセーフティーネットとしての役割を果たすための取組・地域の安全･安心への取組)

行動指針 10 信頼と協力を得るための積極的なＰＲ

(・経営情報の公表・地域から信頼されるためのＰＲ・効果的な広報戦略の推進・苦情・相談内容等の公表・サービス評価の公表・情報管理の徹底)

基本姿勢Ⅳ．福祉人材に対する基本姿勢

行動指針 11 中長期的な人材戦略の構築

(・経営理念の明示、周知徹底・期待する職員像の明確化・継続、発展させるための取組・業務の標準化と統一した業務行動・総合的な人材マネジメントシステムの構築・職員間の横断的連携の推進)

行動指針 12　人材採用に向けた取組の強化

(・福祉人材の確保・小中高校における福祉教育への積極的な協力)

行動指針 13　人材の定着に向けた取組の強化

(・福祉人材の定着・職員の安全と健康の確保・職員処遇の現状把握、分析、課題抽出・多様な人材が活躍できる職場づくり)

行動指針 14　人材の育成に向けた取組の強化

(・人材教育制度の構築・体系的な研修プログラムの構築・キャリアパスの明確化・リーダー層の育成・総合的な人材の育成)

２．法人の事業計画

2023 年度当法人の経営する介護保険施設(事業所)は、全室個室タイプ・ユニットケア型特別養護老人ホーム(ウエルプラザやまだ荘 76 人・ウエルプラザ洋寿荘 80 人・ウエルプラザ高知 80 人)3 施設、特別養護老人ホーム併設型短期入所生活介護(ユニット型ショートステイ)3 事業所(定員：WP やまだ荘 12 人・WP 洋寿荘 8 人・WP 高知 20 人)、特定施設 50 人ケアハウス(好日館)1 施設、通所介護(デイサービス)5 事業所、訪問介護(ヘルパー事業)2 事業所（香美市土佐山田町地区・物部町地区)、居宅介護支援事業(ケアマネジャー)1 事業所(芸西村地区)

の合計 15 事業所です。香美市土佐山田町の公益事業部門「住宅型有料老人ホーム ウエルリブじんざん(個室 55 室・定員 60 人)」1 事業所、香美市物部町で指定管理を受けている香美市高齢者生活福祉センターに併設される生活支援ハウスこづみ(定員 12 人)の指定管理業務の 1 事業を行います。

総事業数は 17 事業であり、事業実施地区は 2 市 1 村の 3 事業地区、4 拠点(香美市＝土佐山田町本部事業地区=1・物部町事業地区=1、高知市事業地区=1、芸西村事業地区=1)での運営となります。

経営本部及び会議のあり方は、3 事業地区 4 拠点 17 事業を執行するための体制として、本部機能の充実や各事業部門の経営戦略機能の強化を図る目的で包括任命したグループ法人管理者等による「合同運営会議」、当法人の施設長・管理者等による「施設長会議」及び次世代職員による「みらい会議」を月例会として開催していく方針に変更はありません。

【合同運営会議】(定例会議：月末 4 週目開催　月/1 回)

〇理事長、業務執行理事、理事、施設長、管理者、グループ法人役員等の合同会議委員 11 名による協議体会議であり、担当業務は次のとおりです。

①[理事長・本部]：合同会議委員長＝SDGｓ・コンプライアンス・ガバナンス・人権(ハラスメントを含む)担当、②[副理事長・業務執行理事・本部]：本部統括＝総務・財務・人事・人材確保・SDGｓ・CSR・BCM・BCMS・企業防災・施設整備事業推進・農福連携推進担当、③[常務理事・業務執行理事・本部・香美地区総括(物部地区担当兼務)]＝総務・財務・制度政策・人材教育・SDGｓ・CSR・BCM・地域連携・農福連携推進担当、④[理事・ケアハウス施設長、有料老人ホーム管理者、併設通所事業所管理者兼務]＝SDGｓ・CSR・メンタルケア・BCP・BCM・施設整備事業推進・農福連携推進担当、⑤[理事・特養施設長：高知地区担当]＝人材獲得・育成、教育研修企画・メンタルケア・BCP・BCM・地域連携担当、⑥[特養施設長：土佐山田地区担当]＝メンタルケア・BCP・BCM・教育研修企画・地域連携担当、⑦[特養施設長：芸西･安芸地区担当]＝メンタルケア・BCP・BCM・教育研修企画・地域連携担当、⑧[関連医療法人(外部)：老健施設長]＝医療系・居宅系施設連携担当、⑨[関連医療法人(外部)：副部長]＝医療系・居宅系施設連担当、⑩[関連医療法人(外部)：ケアマネ管理者]＝相談支援事業、施設間情報連携担当、⑪[関連株式会社(外部)]＝給食配食事業担当

・合同運営会議委員は、法人グループ事業である「医療・給食・職創生・介護住居」＝「医・食・職・住」の連携強化に努めます。
・グループ法人の通常業務・月例的業務の決定と執行状況を把握し、実態情報の共有を図ることにより、各法人の経営に“閃き・気づき・活力”を与える協議会形式で執り行います。

【施設長会議】(定例会議：月末 4 週目 合同運営会議終了後開催　月/1 回)

〇理事長、業務執行理事、理事、施設長、管理者による施設長会議は、合同運営会議と同日開催する社会福祉法人単独の 7 人を基本とし、課長等の参加を求める最大 10 人による会議です。

①[理事長]、②[副理事長・業務執行理事]、③[常務理事・業務執行理事：香美市地区総括]、

④[理事・ケアハウス施設長・管理者]、⑤[理事・特養施設長：高知地区担当]、⑥[特養施設長：土佐山田地区担当]、⑦[特養施設長：芸西･安芸地区担当]

・土佐香美福祉会通常業務決定機関として、「合同運営会議」、「みらい会議」等の各会議や各事業地域の課題及び各事業所よりの討議事項を審議します。

・総合事業計画、収支計画、年度事業及び決算報告の各重要案件を審議し、理事会、評議員会に諮ります。

【みらい会議】（定例会議：月中 3 週目 施設長会議の 1 週前開催　月/1 回）

〇課長、主任、フロアリーダー等の次世代職員による「みらい会議」は、施設長会議に上申できる日程設定での開催とします。担当課長を司会及び書記とし、特養施設の所在地単位の山田地区、高知地区、芸西地区より最大各 5 名の課長・主任・フロアリーダー等の役職員の参加を得て、指定された日の原則午前中 2 時間で行います。

３．地区・拠点・部門の事業計画

◎香美市事業地区　土佐山田町本部事業拠点　事業計画

〇2023 年度事業計画

・土佐山田本部事業拠点 本部事業部門

●法人本部

社会福祉法人土佐香美福祉会は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を推進しています。

・土佐山田町本部事業拠点 土佐山田町事業部門

●「特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館」

特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館は、2023 年度以降も個人の生活スタイルを尊重し、在宅復帰を念頭にした介護サービスを提供していく事業計画を継続します。

＊香美市第 8 期介護保険事業計画において、「特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス」20 床の増床が承認されていますが実現困難な状況です。2024 年以後の香美市第 9 期介護保険事業計画において、実現可能な要望を提示していきます。

公益事業である「住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん」や併設デイサービスセンター「ウエルデイじんざん」及び既存施設の「デイサービスセンターやまだ」との職員間連携により、ケアハウス入居者の安定的な生活と介護サービスを確保していきます。

〔経営課題として〕

・職員配置状況の確認　・入居者の介護度状況の検討　・受付、事務所機能の検討

・給食提供環境の統合整備　・ノーリフティングケアの実践

●「住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん（定員 60 人：55 室）」

住宅型有料老人ホームウエルリブじんざんの居室は、Ａタイプ（有効居室面積 10 ㎡前後・1 階北室料 35,200 円 8 室＝生活保護減免対象室：生活保護者 29,000 円、2 階北室料 36,300

円 8 室）：計 16 室、E タイプ（有効居室面積 13 ㎡前後・2 階南室料 47,300 円 16 室）：計 16 室、S タイプ（有効居室面積 18 ㎡前後・1 階南室料 47,300 円 8 室、2 階北室料 48,400 円ミニキッチン付 2 名入居可室あり 6 室、2 階南室料ミニキッチン付 50,600 円 8 室）：計 22 室、Wタイプ（有効居室面積約 33 ㎡・2 階北室料 72,600 円 1 室）：計 1 室の計 55 室 60 人定員で運営しています。

〔経営課題として〕

開設以来、ほぼ満室状態で推移します。しかし医療機関入院者の増加による収入減要素の拡大等、安定運営のための入居希望者等のデータ蓄積が必要となります。

・住宅型有料老人ホームと介護保険利用者のバランス課題

・夜勤者確保の課題　　・入居部門と通所（デイ）部門のバランス

・外部サービス提供者入室時の感染症対策課題

●「ウエルデイじんざん通所介護事業所（定員 30 人）」

住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん入居者のうち介護サービスが必要となる方の専用施設となっているが、利用時間の短縮等の課題が浮上している。

〔経営課題として〕

・入居部門と通所（デイ）部門の職員兼務課題

・利用定員と利用スペースの課題（感染症対策で広さが必要　ソーシャルディスタンス）

●「デイサービスセンターやまだ通所介護事業所（定員 38 人）」は、利用時間（6 時間～7 時間）で、月曜日から土曜日までの営業日も変わりありません。利用率安定策を検討します。

有料老人ホーム及びウエルデイじんざん（定員 30 人）とデイサービスセンターやまだの 3 事業所の混在によるスペース問題がある。（感染症対策・ソーシャルディスタンス）

〔経営課題として〕

・従来型大浴槽タイプ入浴設備からの転換が必要である。

・感染症対策課題　・ 利用定員確保の課題

・土佐山田本部事業拠点 秦山町事業部門

●「特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘（定員 76 人）」

●「特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所（定員 12 人）」

ユニット型特養ウエルプラザやまだ荘 1 階は、事務室、厨房、洗濯室、職員更衣室等、2 階は「さくら町」ユニット 12 人・「りゅう町」ユニット 10 人、3 階は「ふらふ町」ユニット 12 人・「あゆ町」ユニット 10 人、4 階は「あじさい町」ユニット 12 人・「もも町」ユニット 10 人、5 階はショートステイ専用の「ゆず町」ユニット 12 人・「さんれい町」10 人の入居者 76 人、ショートステイ 12 人合計 88 人の定員で運営しています。

〔経営課題として〕

ユニット型特養として月次単位の精査を徹底して行っていきます。満床状態の入居部門の医療機関入院者状況管理を徹底します。特に併設のヘルパーステーションやまだ及びショートステイ部門に注視し、在宅部門の安定した稼働率維持に努めます。

・看取り介護の実践と課題調査　　・ユニットケアの特性を活かす介護の実践
・ノーリフティングケアの充実　　・働きやすい職場環境の構築
・在宅関連事業所等との連携推進

●「ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所」
ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所は、一般家庭利用者の減少等が顕著になっており、本年度も同様の傾向が続くと見込まれます。しかし、住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん(定員 60 人：55 室)でのサービス利用者の確保強化。
〔経営課題として〕
・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん入居者に対する一層のサービス提供強化
・感染症対策の徹底　　・香美市土佐山田町、香北町、物部町の訪問事業課題整理

◎香美市事業地区　土佐山田本部事業拠点 付属 物部町事業拠点　事業計画
〇2023 年度事業計画
・土佐山田本部事業拠点 付属 物部町事業拠点　物部町事業部門
本年度も物部町事業部門 4 事業は、本部香美市地区総括の管理下で運営します。
物部地区での新しい事業は予定されていません。物部地区の人口減少がより顕著になっており、社会インフラが衰退しています。
〔経営課題として〕
・指定管理を受けている「香美市立高齢者生活福祉センター」〔デイサービス事業・ヘルパー事業・生活支援ハウスこづみ(定員 12 人)〕の業務を更新継続しました。(指定管理期限　2026 年 3 月までの 3 年間契約更新締結)
●「デイサービスセンターこづみ通所介護事業所」は小規模事業所運営です。
利用者確保を図り、利用状況下落の防止に努めていますが、収支は大変厳しい状況です。
●「ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所」は、利用者そのものの減少と大変苦戦を強いられており、訪問介護事業の再構築を検討しなければ、事業存続が困難になると思われます。香美市行政に検討会開催を要請します。(香美市行政、香美香南老人ホーム組合・香美市社会福祉協議会・香美市内社会福祉法人との協議)
●「生活支援ハウスこづみ」は本年度も香美市からの指定管理料収入で運営します。

[香美市事業地区]
〇中期事業計画(2021 年度～2023 年度)
・感染症対策
・社会福祉法人におけるＳＤＧｓの取り組み
・特養入居者個室化時代へという入居生活環境改善に伴う職員の働き方改革の実現
・安定的な経営体質の確立への観点から、ユニット型特養、ケアハウス、有料老人ホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーションのグループ内連携と地域包括連携推進
・ＢＣＰ・ＢＣＭ・ＢＣＭＳ、災害対策基盤整備を実行・実践します。
・中堅職員の育成計画(スキルアップ研修・処遇改善等)を実施します。

・農福連携事業の推進

〇長期事業計画(2030 年度まで)

・社会福祉連携推進法人(社団法人)制度の実践の可能性を探求

・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現へ体制構築

・医療施設(病院)と福祉系施設(特養･ケアハウス･老健･グループホーム)のグループ化を計画し、地域の高齢者が安心して暮らせるワンストップサービス法人を目指します。(地域包括ケアシステムとの連動)

・施設利用者の介護度の重度化と医療処置(入院治療)増加は同時に発生するため、近隣医療施設との連携強化が必須となります。

◎高知市事業地区　高知市一宮事業拠点(北部日常生活圏域)事業計画

〇2023 年度事業計画

●「特別養護老人ホームウエルプラザ高知(定員 80 人)」

●「特別養護老人ホームウエルプラザ高知短期入所生活介護事業所(定員 20 人)」

●「ウエルデイしなね通所介護事業所(定員 28 人)

ユニット型特養ウエルプラザ高知は、高知市北部の丘陵地形を利用した建築設計のため、建物構造上地階表記となりますが、南面が外部に明るく開かれた大空間をウエルプラザホールとして法人合同研修等に利用。厨房・職員通用口・駐車場があります。

1 階は、事務室、職員更衣室、デイサービスセンター「ウエルデイしなね」、ショートステイ事業所「高知 1 丁目」ユニット 10 人・「高知 2 丁目」ユニッ 10 人。

2 階は、「大津 1 丁目」ユニット 10 人・「大津 2 丁目」ユニット 10 人、「一宮 1 丁目」ユニット 10 人・「一宮 2 丁目」ユニット 10 人。

3 階は「旭 1 丁目」ユニット 10 人・「旭 2 丁目」ユニット 10 人、「朝倉 1 丁目」ユニット 10 人・「朝倉 2 丁目」ユニット 10 人の入居者 80 人、ショートステイ 20 人合計 100 人の定員で運営しています。

〔経営課題として〕

・ウエルプラザ高知は開設当初より満床状況ですが、他の事業拠点と同様に入院による空床が多くなり経営を圧迫しています。また、開設より 12 年経ち各所に修繕を要する状況が発生しています。

・職員教育を徹底するとともに認知症介護や重度の身体介護に対する専門研修を受講できる機会を引き続き確保します。また、ノーリフティングケア等腰痛対策やメンタル面のフォローを実施します。法人各地区の施設等と連携を取り、より良い人材確保と定着を図っていきます。

・ノーリフティングケアの実践

・ショートステイ事業(短期入居 20 床)は利用者送迎範囲が広く苦慮することもありますが、事故等に十分注意してサービスを提供しています。

稼働率は高い状況ですが、ショートステイ専用ユニットによる全室個室の個人空間を充分にアピールし、高知市に事業所を展開する居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)の協力を今以上にお願いします。

・「ウエルデイしなね通所介護事業所」は、定員 28 人に定員削減し効率の良い運営体制に移行し、経営効率が上がりました。2023 年度も、利用者確保に関しては大変厳しいと予想されますが、利用者確保につながる営業活動を実施します。
・子ども食堂の開設
ウエルデイしなね通所介護事業所の定員を削減しました余剰スペース(1 階正面玄関より入り喫茶コーナー・パティオ南側)において子ども食堂開設し実践しました。

[高知市事業地区]
〇中期事業計画(2021 年度～2023 年度)計画
・職員の定着・育成計画(教育・研修)をウエルプラザホール主会場にし、本部とともに各地区職員に実施します。
・ウエルプラザホールを開放した地域における公益的な取組の実践を図ります。
・高知市事業地区における新規事業創設の可能性を研究します。
〇長期事業計画(2030 年度まで)
・高知市の高齢者施設整備(有料老人ホーム)の推進。障害者事業との複合化を模索し、総合的福祉法人の基礎を構築する。

◎安芸･芸西村事業地区　芸西村事業拠点　事業計画
・芸西村事業拠点　芸西村事業部門
●「特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘(定員 80 人)」
●「特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所(定員 8 人)」
●「デイサービスセンター洋寿通所介護事業所(定員 35 人)
●「居宅介護支援事業所洋寿」
安芸郡芸西村の特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘は、全室個室ユニットケア特養(入居 80 床・短期入居 8 床)として地域の利用者の期待に応えています。
芸西村海岸線で最も海抜(24m)の高い国道 55 号線沿いに位置し、木造の 2 階建て入居部門「コーラル棟」と「フォレスト棟」と平屋の管理棟の 3 棟が、三角の中庭をめぐる回廊を外側から挟み込むように配置されている。木造の高齢者施設の弱点となる各種の災害等からの避難を容易にするため、2 階建て入居部門 2 棟を 5m掘り下げ建築することで 2 階入居者は回廊で繋がっている平屋の管理棟と同様の高さとなり、複数の避難ルートを確保できる工夫がある。また三角に配置された建物の外周道路(幅 4m)を整備し、どの棟に居ようと救出できる体制も整えている。国道側の管理棟を含め外部からは大きな平屋造りと見える。
国道に面して平屋の管理棟に、事務室、更衣室、厨房、デイサービスセンター洋寿(定員 35 人)、三角回廊で繋がるフォレスト棟 2 階「馬ノ上 1 丁目」ユニット 12 人・「馬ノ上 2 丁目」ユニット 12 人。回廊経由でコーラル棟 2 階「琴ヶ浜 1 丁目」ユニット 12 人・「琴ヶ浜 2 丁目」ユニット 12 人。2 階 4 ユニット専用の東玄関があり、正面玄関で事務所経由でなくても訪室できる構造である。現在はコロナ感染症対策のため閉鎖中。
階段やエレベーターで 1 階へフォレスト棟 1 階「和食 1 丁目」ユニット 10 人・「和食 2 丁目」ユニット 10 人、コーラル 1 階「西分 1 丁目」ユニット 10 人・「西分 2 丁目」ユニット 10 人。

1階4ユニットにも南玄関があるが、現在感染症対策のため閉鎖中。
管理棟に併設してステージ用大屋根があり、駐車用と併用したイベントに使用している。
2022年度にデイサービスセンター洋寿のフロアー拡張工事及び浴場の新設拡充を行いました。これによりデイサービスの利用者増加と介護業務の効率化を強力に進めます。
施設設備(エアコン等)の塩害による老朽化が顕著であったため、すべての空調設備の更新をします。
給食提供方法を各ユニット調理方式から、再加熱カートを導入したクックチル形式に変更するための厨房改修工事及びユニットキッチンの撤去工事を行いました。新方式の給食提供は順調に行われており、高知や香美市各拠点施設のシステム変更の模範とします。

〔経営課題として〕

・安芸郡圏域で入居、短期入居、通所利用者の確保が困難な状況になっています。短期入居利用者の広域化とともに送迎の距離・時間ともに大きな課題となっていますが、木造施設の快適さと立地の安全性をアピールして利用率の確保を図ります。
・地域住民や利用者家族は施設や職員に対して何事に対しても依存度が高く、施設や職員負担が限界であり、それぞれの役割分担を真剣に話し合い、合意点を模索したいと考えます。
・医療機関受診時に看護師が長時間不在となり、施設に残る看護師の負担が大きい事等、入居者への看護サービスの低下が心配されます。施設職員側の意識改革の必要性も感じます。
・入所事業(入居80床)は、安芸郡内における待機者等が減少している状況で、香南市南国市に依存している状況です。
・ノーリフティングケアをより一層推進
・ショートステイ事業(短期入居8床)の利用率は順調に推移してきましたが、本来のショートステイ居室運用だけでなく入院や退所による空床利用を多用している傾向にあり、退所者居室の入居を迅速に行うことにより安定した経営を目指します。(感染症等の影響が大)
・「居宅介護支援事業所洋寿」の1人のケアマネジャーでは支援できる利用者員数に余裕はありませんが、増員できても利用者獲得及び収支面で課題がでてきます。

〇2023年度事業計画

2022年度に施設改修が完了し、本年度は各事業部門の安定的な経営に邁進します。

[安芸･芸西村事業地区]

〇中期事業計画(2021年度～2023年度)

・高知県東部の人口減少が顕著になってきており、第8期介護保険事業計画を達成するための中堅人材不足、働き手不足が最重要課題となっています。
・法人のグループである株式会社アオイコーポレーション 高知セントラルキッチン給食製造部門との連携を強化した事業の創設を図ります。
・芸西村事業地区に所有する法人未利用地の有効活用を検討します。

〇長期事業計画(2030 年度まで)

・東部地域の高齢者が安心して暮らすことのできるワンストップサービス法人を目指します。

【芸西村及び香南市近隣開発計画及び地域包括ケアシステムの動向を見守ります。】

４．介護保険事業及びその他の事業の内容

介護保険事業として認可を受けている事業は以下の通りです。

《香美市事業地区　土佐山田町本部事業拠点》

香美市土佐山田町 550 番 2

●法人本部事務所

（１）ケアハウス好日館（特定施設入居者生活護）　定員 50 名

（２）デイサービスセンターやまだ通所介護事業所　通常規模型 1 日定員 38 名

（３）住宅型有料老人ホーム ウエルリブじんざん（公益事業）　定員 60 名

（４）ウエルデイじんざん通所介護事業所　通常規模型 1 日定員 30 名

香美市土佐山田町秦山町 3 丁目 4 番 20 号

（５）特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘　定員 76 名

（６）特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所 定員 12 名

（７）ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所

《香美市事業地区　土佐山田本部事業拠点 付属 物部町事業拠点》

香美市物部町大栃 898 番地 1

香美市立高齢者生活福祉センターこづみ

（８）デイサービスセンターこづみ通所介護事業所　小規模型 1 日定員 15 名

（９）ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所

【10】生活支援ハウスこづみ(当該事業は介護保険事業ではない)　入所定員 12 名

《高知市事業地区　高知市一宮事業拠点(北部圏域)》

高知市一宮しなね 2 丁目 15 番 19 号

(11) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知　定員 80 名

(12) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知　併設

ユニット型指定短期入所生活介護事業所ウエルショートしなね　定員 20 名

(13) ウエルデイしなね通所介護事業所　通常規模型 1 日定員 28 名

《安芸･芸西村事業地区　芸西村事業拠点》

安芸郡芸西村西分乙 297 番

(14) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘　定員 80 名

(15) 特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所　定員　8 名

(16) デイサービスセンター洋寿　通常規模型 1 日定員 35 名

(17) 居宅介護支援事業所 洋寿

香美市　土佐山田地区　概　要

- 特別養護老人ホーム　ウエルプラザやまだ荘
- 特別養護老人ホーム　ウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所
- ヘルパーステーションやまだ　訪問介護事業所

社会福祉法人　土佐香美福祉会

特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘平面図

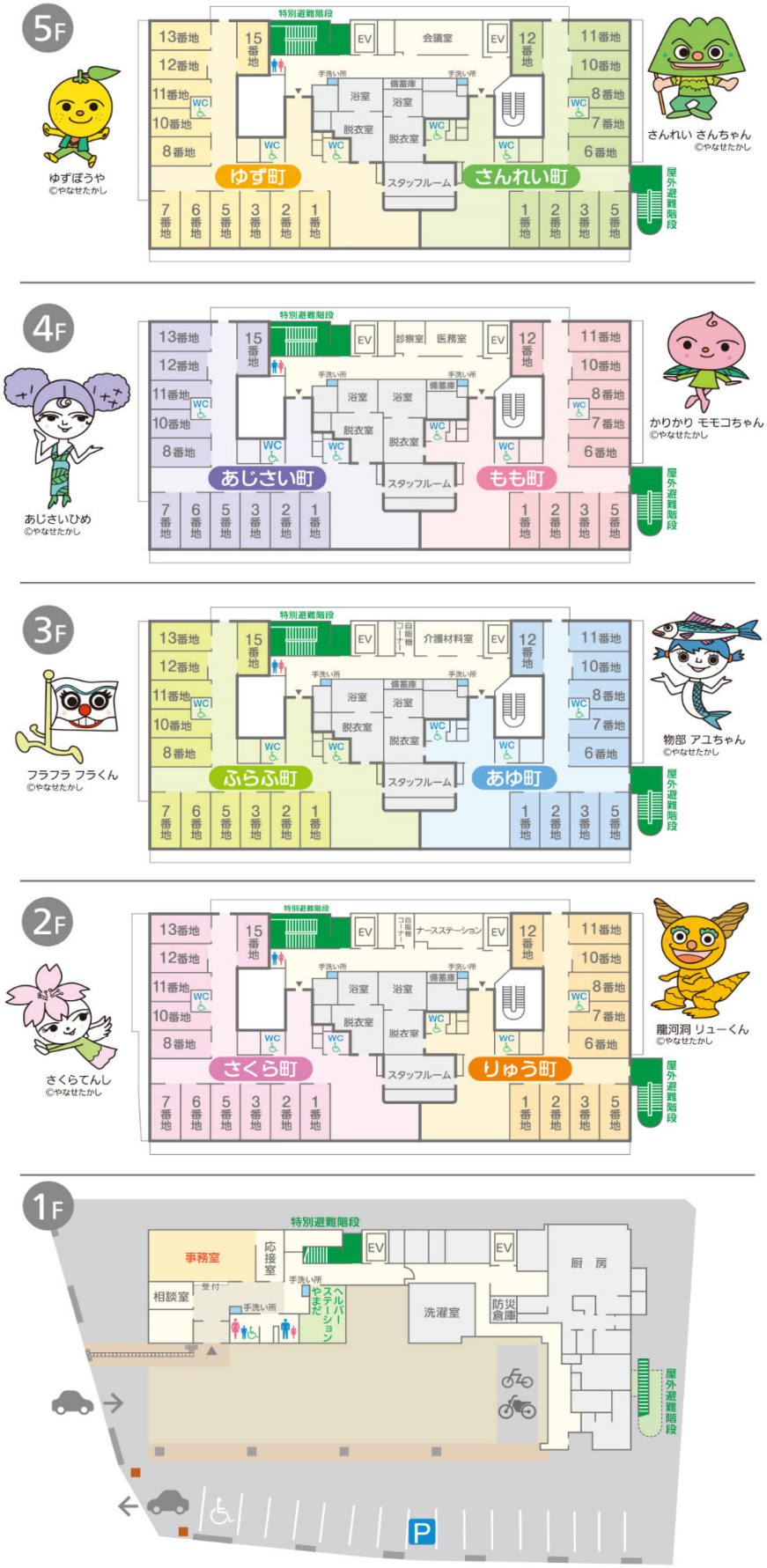

●特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘（全室個室7ユニットケア）
●特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所（全室個室1ユニットケア）

施 設 方 針

①職員は、常に社会福祉施設職員としての使命･役割を自覚し、高齢者が施設内や地域社会において、可能な限り健康で活力有る生活を営むことができるよう支援します。
②介護の基本は、利用者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活及びプライバシーの保たれた住環境を提供するよう努めます。
③認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れた生活を送れるように援助をし、他社との交流や五感にふれる音やリズム感のある日常が送れるよう共同生活室での生活を中心に支援します。
④利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活してもらうため四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。
⑤疾病をもつ利用者に対しては、協力医療機関と連絡しながら身体状況の観察、把握に努め、医療に万全を期していきます。
⑥食事は、栄養ケアマネジメントに基づき個別栄養管理を行い、各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮します。
⑦「持ち上げない・抱え上げない・引きずらないノーリフティングケア」を実践することで、入居者の二次災害防止と職員の腰痛予防に努めます。
⑧時間から時間へと追われる介護ではなく、利用者のペースに合わせた利用者本位の介護に努めます。
⑨利用率を確保するため、さらに居宅介護支援事業所や関係機関との連携を密にしていきます。
⑩利用者の個々に応じた適切な援助と契約者の意思、人権を尊重し、自立した生活の支援を行い契約者の立場に立ったサービスを提供するとともに、地域社会に期待され地域に根ざし地域とともに歩む、開かれた明るい施設づくりに努めます。

◆施設の内容

施設の種別	ユニット型指定介護老人福祉施設
施設の目的	ユニット型指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。この施設は、身体上または精神上いちじるしい障害があるため常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名称	特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘
施設所在地	高知県香美市土佐山田町秦山町３丁目４番２０号　〒７８２－００３８
施設管理者	施設長　佐々木　妃佐子
ＴＥＬ番号	０８８７－５２－３２２３
ＦＡＸ番号	０８８７－５２－３２２０
メールアドレス	yamada@welplaza.or.jp
開設年月日	平成１１年４月１日（１９９９年）
入所定員	７６人　短期入所生活介護１２人　　合計８８人
建物構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根　６階建
延床面積	４，０９９．７２㎡
敷地面積	２，００３．５７㎡

◆居室数

	ユニット名	全室個室	計
４フロア	りゅう町	１０室	２２室
	さくら町	１２室	
	あゆ町	１０室	２２室
	ふらふ町	１２室	
	もも町	１０室	２２室
	あじさい町	１２室	
	さんれい町	１０室	２２室
	ゆず町	１２室（短期入所）	
計	８ユニット	８８室	８８室

◆職員体制　　令和５年７月１日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備　考
施設長		１	１	
事務員		２	２	
生活相談員	１	２	３	（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	（１）	（２）	（３）	（生活相談員兼務）
介護職員	２０	２９	４９	
介護助手		４	４	
看護職員	２	４	６	
機能訓練指導員	１		１	
管理栄養士		１	１	
用務員	１		１	
現業員	１	１	２	
医師（非常勤）	１		１	（内科１名）
給食職員				（委　託）
合計	２７	４４	７１	

救命講習で命を守る！！

◆利用者状況　　令和５年７月１日現在

入居者数	全　　体	７５名
	２階	２２名
	３階	２１名
	４階	２２名
	５階	１０名
平均年齢	全体　（７５名）	８９歳
	男性　（１０名）	８７歳
	女性　（６５名）	９０歳
最高年齢	男　性	１０１歳
	女　性	１０３歳
最低年齢	男　性	７４歳
	女　性	６７歳
利用者負担額段階	第１段階	０名
	第２段階	９名
	第３段階①	８名
	第３段階②	１８名
	第４段階	４０名

※利用者負担額段階

第1段階　：　世帯全員（別世帯配偶者を含む）が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
生活保護等を受給されている方
かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下

第2段階　：　世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額が年間 80 万円以下の方
かつ、預貯金等が単身で 650 万円（夫婦で 1,650 万円）以下

第3段階①　：　世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額が年間 80 万円超 120 万円以下の方
かつ、預貯金等が単身で 550 万円（夫婦で 1,550 万円）以下

第3段階②　：　世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額が年間 120 万円超の方
かつ、預貯金等が単身で 500 万円（夫婦で 1,500 万円）以下

第4段階　：　上記以外の方

お正月に書初め

職員と一緒にお買い物

●ヘルパーステーションやまだ 訪問介護事業所

事 業 方 針

（介護給付事業）

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防ケアマネジメント計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を図り、要介護状態となることを予防します。

営業日及び営業時間

受付対応日及び時間　月曜日から金曜日（祝日含む）　午前８時３０分～午後５時３０分
訪問日及び訪問時間　月曜日から日曜日（祝日含む）　午前６時００分～午後１０時００分
※年末年始（１２／３１～１／３）は休業

通常の事業の実施地域

香美市、香南市、南国市
但し、日常生活支援総合事業は香美市のみ

提供するサービスの内容

①身体介護
起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、整容介助、身体の清拭･洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬介助・確認等
②生活援助
調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、整理整頓等

職員体制

令和５年７月１日現在

職種 ＼ 人数	人数（名） 常勤	人数（名） 非常勤	計（名）
管理者兼サービス提供責任者	1		1
サービス提供責任者兼訪問介護員	2		2
訪問介護員	2	１４	１６
（介護福祉士）	（５）	（１２）	（１７）
（実務者研修）		（１）	（１）
（２級ヘルパー）		（１）	（１）
合計	5	１４	１９

利 用 料 金　（介護報酬額の一割分）

＜訪問介護費＞

（１）身体介護

所要時間２０分未満	１６７円/回
所要時間２０分以上３０分未満	２５０円/回
所要時間３０分以上１時間未満	３９６円/回
所要時間１時間以上１時間３０分未満	５７９円/回
３０分増すごとに	８４円/回

（注）２名派遣の場合は、上記の金額×２

（２）生活援助が中心である場合

所要時間２０分以上４５分未満	１８３円/回
所要時間４５分以上	２２５円/回

（注）２名派遣の場合は、上記の金額×２

※早朝・夜間の場合

早朝　午前６：００～午前　８：００

夜間　午後６：００～午後１０：００

上記の時間帯に派遣した場合は、上記金額に２５％加算

（注）２名派遣の場合は、上記の金額×２

＜介護予防・日常生活支援総合事業費＞

介護予防ケアマネジメント計画等において

週１回程度の利用が必要な場合	１，１７６円/月
週２回程度の利用が必要な場合	２，３４９円/月
週２回を超える利用が必要な場合	３，７２７円/月

＜加　算＞

（１）初回加算：サービス提供責任者が初回訪問実施または同行訪問
２００円/月

（２）緊急時訪問介護加算：緊急要請でケアマネジャーと連携してサービス計画外の訪問を実施
１００円/回（介護給付のみ）

（３）介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位に１３．７％加算

（４）介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位に４．２％加算

（５）介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位に２．４％加算

＜減　算＞

（１）訪問介護同一建物減算１：同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合には、所定単位の１０％減算

香美市　土佐山田地区　概　要

・ 特定施設入居者生活介護事業所　ケアハウス好日館

社会福祉法人　土佐香美福祉会

ケアハウス好日館２階平面図

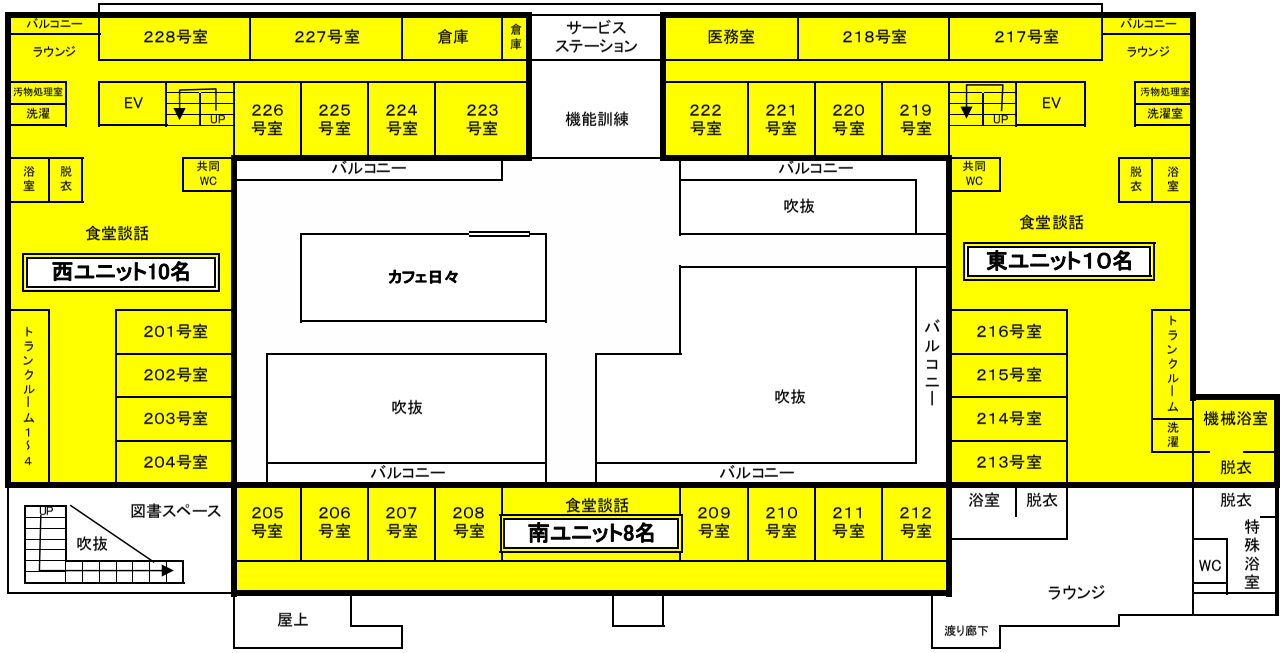

ケアハウス好日館３階平面図

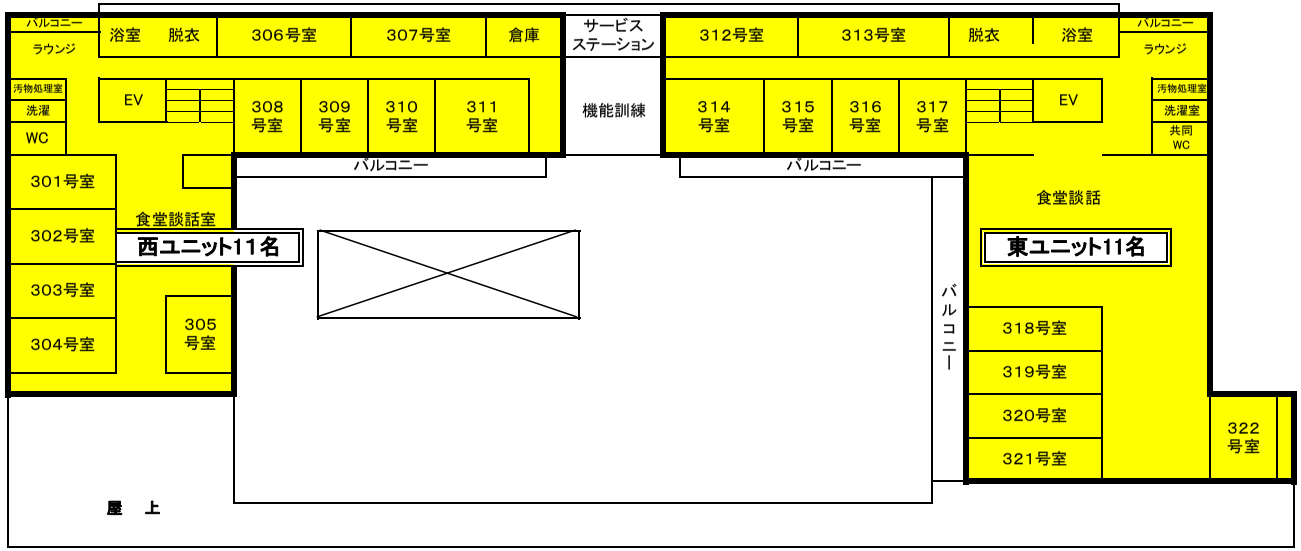

●特定施設入居者生活介護事業所　ケアハウス好日館

施 設 方 針

①職員は、常に社会福祉施設職員としての使命･役割を自覚し、高齢者が施設内や地域社会において、可能な限り健康で活力有る生活を営むことができるよう支援します。
②介護の基本は、利用者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活と、プライバシーの保たれた住環境を提供するよう努めます。
③認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れた生活を送れるように援助します。
④利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活してもらうため四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。
⑤疾病をもつ利用者に対しては、協力医療機関と連携しながら身体状況の観察、把握に努め、医療に万全を期していきます。
⑥食事は個別栄養管理を行い、各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮します。
⑦サービスの質の向上に努めます。このため、計画的に施設内外の研修を実施し人材の育成に努めていきます。
⑧時間から時間へと追われる介護ではなく、利用者のペースに合わせた利用者本位の介護に努めます。
⑨利用率確保のため、さらに居宅介護支援事業所や関係機関との連携を密にしていきます。
⑩利用者の個々に応じた適切な援助と契約者の意思、人権を尊重し、自立した生活の支援を行い契約者の立場に立ったサービスを提供するとともに、地域社会に期待され地域に根ざし地域とともに歩む、開かれた明るい施設づくりに努めます。

◆施設の内容

施設の種別	特定施設入居者生活介護事業所
施設の目的	特定施設入居者生活介護事業所は介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むのに必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、特定施設サービス計画に基づき、介護サービスを提供いたします。
施設の名称	ケアハウス好日館
施設所在地	高知県香美市土佐山田町５５０番６（北組西）　〒７８２－００４３
施設管理者	施設長　中澤　和彦
ＴＥＬ番号	０８８７－５２－３３５３
ＦＡＸ番号	０８８７－５２－２８８２
開設年月日	平成１８年１２月１日（２００６年）
入所定員	５０人
建物構造	鉄骨造り　３階建
延床面積	３，２１１．８５㎡
敷地面積	３，５０３．９６㎡

◆居室数

	ユニット	１人部屋
２階	東	１０室
	西	１０室
	南	８室
３階	東	１１室
	西	１１室
計	５ﾕﾆｯﾄ	５０室（５０人）
１人当たり床面積		14.59㎡

◆職員体制

令和５年７月１日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備　　考
施設長	１		１	
事務員		１	１	
生活相談員	１		１	
介護支援専門員		１	１	
介護職員	１１	９	２０	（介護支援専門員と兼務１名）
看護職員		３	３	
機能訓練指導員	１		１	
管理栄養士		１	１	
現業員		１	１	
給食職員				（委　託）
合計	１４	１６	３０	

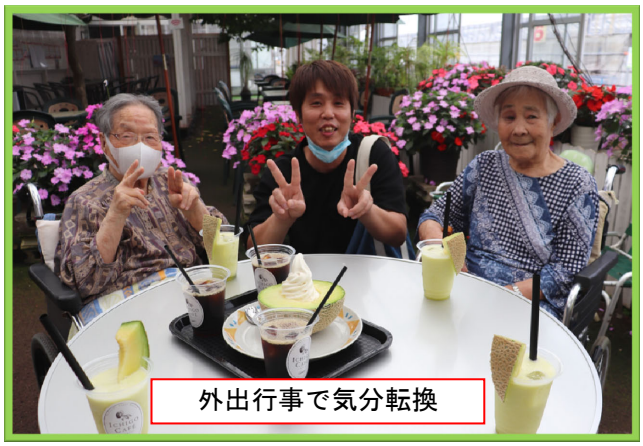

外出行事で気分転換

季節を感じる、おやつ行事

元気いっぱい！いきいき体操

香美市　土佐山田地区　概　要

・ 住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん
・ デイサービスセンターやまだ　通所介護事業所
・ ウエルデイじんざん　通所介護事業所

社会福祉法人　土佐香美福祉会

社会福祉法人 土佐香美福祉会

ウェルリブ じんざん
Wellive Jinzan

＜各階ご案内＞

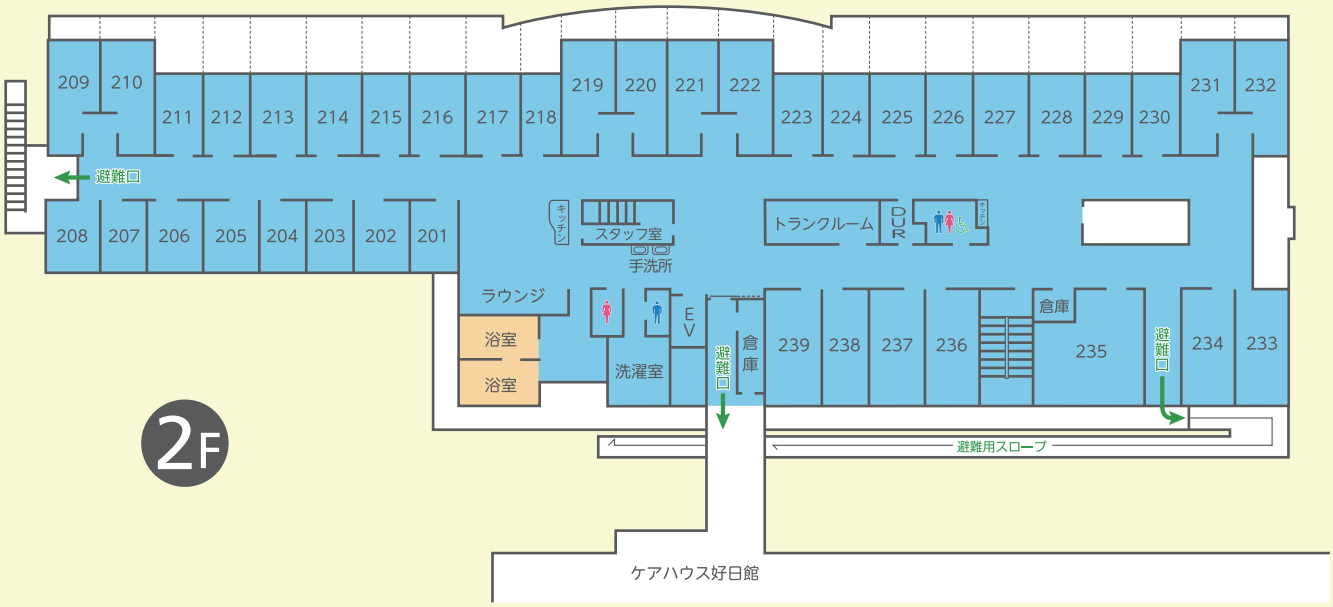

●住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん

施 設 方 針

① 入居者の生活サポート・相談支援を行い、自立のために必要な助言及びその他の援助を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。入居者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って生活サポートを行うよう努めます。
② 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って生活サポートを行うよう努めます。
③ 住宅は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉法人の使命として、共生社会を目指して地域住民、関係機関との密接な連携に努めます。
④ 入居者の生活サポートや、緊急時の対応等、個々のニーズに対応でき、安心して生活していただける住宅とします。
⑤ 外部サービスを併用することで、新しい取り組みや情報交換および効果的な営業活動を実施し、高稼働率を維持・継続することとします。
⑥ 適切な労務管理のもと、時間外の削減や計画的な有給取得への取組みにより、職員の負担軽減や処遇向上の推進を図ります

◆施設の内容

施設の種別	住宅型有料老人ホーム
施設の目的	老人福祉法第29条第１項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために設けられた、食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 要介護者や、自立（介護認定なし）・要支援状態の高齢者を受け入れている施設であり、緊急時の対応や生活支援等のサービスがうけられ、介護が必要な場合は、入居者自身の選択により、施設内に併設されたデイサービスや訪問介護等の外部サービスを利用しながらホームでの生活を継続させることが可能です。
施設の名称	住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん
施設所在地	高知県香美市土佐山田町５５０番２　〒７８２－００４３
施設管理者	管理者　中澤　和彦
ＴＥＬ番号	０８８７－５２－５２２２
ＦＡＸ番号	０８８７－５２－２８８２
メールアドレス	wel-jinzan@welplaza.or.jp
開設年月日	令和元年１０月１日（２０１９年）
入居定員	６０人　（居室数５５室）
建物構造	鉄筋コンクリート造　３階建
延床面積	1,931.7㎡
敷地面積	5,924㎡

◆居室数

	居室タイプ	全室個室（トイレ・洗面付き）	計
1F	A-1タイプ（5.5～6.5帖）	８室	１６室
	S-1タイプ（9.5～12帖）	８室	
2F	A-2タイプ（5.5～6.5帖）	８室	３９室
	Eタイプ（7.5～8.5帖）	１６室	
	S-2タイプ（9.5～12帖）	６室（ミニキッチン付き）	
	S-3タイプ（9.5～12帖）	８室（ミニキッチン付き）	
	Wタイプ　夫婦室（20帖）	１室（ミニキッチン付き）	
計		５５室	５５室

◆職員体制

令和５年７月１日現在

	男	女	計	備　考
管理者兼生活相談員	1	0	1	社会福祉士
生活相談員兼介護職員（非常勤）	1	0	1	介護支援専門員 介護福祉士
管理栄養士(兼務)	0	1	1	管理栄養士
介護職員（非常勤）	5	3	8	介護福祉士８名
合　　計	7	4	11	

◆入居者状況

市町村別･性別･年齢別入居者状況　　令和５年７月１日現在

性別 市町村	男	女	計	平　均　年　齢(歳)		
				男	女	平　均
香 美 市	6	20	26	87.7	91.6	90.4
香 南 市	0	6	6	—	86.6	86.6
南 国 市	1	8	9	93.0	90.1	90.4
高 知 市	1	4	5	84.0	89.3	88.2
四万十町	0	1	1	—	87.0	87.0
県　　外	2	5	7	82.0	85.4	84.0
合　　計	10	44	54	86.7	89.4	88.9

介護度別入居者状況　　令和５年７月１日現在

介護度	男	女	合　計	構成比
非該当	0	0	0	0%
要支援１	0	1	1	1.9%
要支援２	2	4	6	11.1%
要介護１	1	17	18	33.3%
要介護２	0	10	10	18.5%
要介護３	4	6	10	18.5%
要介護４	2	5	7	13.0%
要介護５	1	1	2	3.7%
合　　計	10	44	54	100.0%

●デイサービスセンターやまだ　通所介護事業所

事 業 方 針

（介護給付事業）

①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

（介護予防・日常生活支援総合事業）

①要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

②介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・ケアマネジメント計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。

事 業 内 容

①利用定員　３８人
②種　類　　通常規模型
③営業日及び営業時間
　　月曜日から土曜日（祝日含む）
　　午前９時５５分～午後４時
　　※日曜日、年末年始（１２／３１～１／３）は休業

日 曜 市

通所介護の内容

＜共通サービス＞

①排泄、食事の介助
②居宅と事業所間の送迎サービス
③通所介護施設における入浴介助サービス
④日常生活上の援助
⑤相談、助言等に関すること

＜選択サービス＞

指定通所介護
　入浴介助

通常の事業の実施地域

香美市、香南市、南国市

夏 祭 り

日　課

時間	通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業
8:30	迎　　え	
9:55	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴・水分摂取 機能訓練・日常生活動作訓練 創作・趣味活動 集団体操・日常生活動作訓練 レクリエーション・サークル活動 口腔体操	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 生活機能向上グループ活動 集団体操・日常生活動作訓練 創作活動・趣味活動 口腔体操
12:00	昼食、口腔ケア、排泄介助	
13:00	くつろぎタイム（お茶・休養） レクリエーション、水分摂取 サークル活動・ミニ行事の実施 日常生活動作訓練 創作・趣味活動	くつろぎタイム（お茶・休養） レクリエーション、水分摂取 生活機能向上グループ活動 日常生活動作訓練 創作・趣味活動
15:00	おやつ	おやつ
15:30	社会交流 排泄介助	社会交流 排泄介助
16:00	送　　り	

年間行事計画

令和　５年　４月　春の演奏会
　　５月　オリンピック
　　６月　お楽しみ会
　　７月　七夕まつり
　　８月　夏　祭　り
　　９月　敬　老　会
　　１０月　神無月運動会
　　１１月　日曜市
　　１２月　クリスマス会
　　忘　年　会
　　餅つき大会
令和　６年　１月　新　年　会
　　２月　節　　分
　　３月　ひなまつり

敬 老 会

※その他の行事として外部のボランティアとの日常的な交流の促進や、毎月の行事として誕生日会、やまだ会、ケーキバイキング、お茶クラブ、季節のお楽しみ弁当等を実施していく。

職員体制

令和５年７月１日現在

職種 ＼ 人数	人数（名） 常勤	人数（名） 非常勤	合計（名）
管理者	1	0	1
生活相談員兼介護職員	2	0	2
介護職員	5	2	7
看護職員兼機能訓練指導員	2	0	2
運転手	0	2	2
合計	１０	4	１４

利 用 料 金

（介護報酬／１日当たり）　　令和５年７月１日現在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額	１，１９９円	１，３０４円	１，４１０円	１，５１５円	１，６２１円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１８円）を含んだ介護報酬の１割分＋食事代金（おやつ込み）６００円の合計です。
※選択的サービスとして、入浴（４０円/日）を行った場合は上記金額に加算されます。
※介護職員処遇改善加算として、介護報酬の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して５．９％が、特定処遇改善加算として総単位数に１．２％、ベースアップ等支援加算として総単位数に１．１％が加算されます。（食事代金は含まない）

（介護予防・日常生活支援総合事業／１ヶ月当たり）

	要支援１	要支援２
自己負担額	１，７４４円	３，５７２円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（要支援１⇒７２円/月・要支援２⇒１４４円/月）を含んだ介護報酬額の１割分で月単位です。（食事代金６００円/食は別です）
※介護職員処遇改善加算として、介護報酬の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して５．９％、特定処遇改善加算として総単位数に１．２％、ベースアップ等支援加算として総単位数に１．１％が加算されます。（食事代金は含まない）

クリスマス会

や ま だ 会

干し柿作り♪

●ウエルデイじんざん　通所介護事業所

事 業 方 針

（介護給付事業）

①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

事 業 内 容

① 利用定員　３０人
② 種　類　　通常規模型
③ 営業日及び営業時間
　　月曜日から土曜日（祝日含む）
　　午前８時５５分～午後４時００分
　　※日曜日、年末年始（１２／３１～１／３）は休業

通所介護の内容

＜共通サービス＞
①排泄、食事の介助
②居宅と事業所間の送迎サービス
③通所介護施設における入浴介助サービス
④日常生活上の援助
⑤相談、助言等に関すること

＜選択サービス＞
入浴介助

お茶クラブ

日　課

時間	通所介護
8:30	迎え開始
8:55	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 集団体操、日常生活動作訓練 レクリエーション、サークル活動 口腔体操
11:30	昼食、口腔ケア、排泄介助
13:00	くつろぎタイム（お茶・休養） 入浴、レクリエーション、水分摂取 サークル活動、ミニ行事の実施 日常生活動作訓練、個別機能訓練
15:00	創作、趣味活動、おやつ、社会交流 排泄介助
16:00	送り開始
	清掃（消毒）・記録・翌日の準備・ミーティング
17:30	業務終了

年間行事計画

令和　５年　４月　お花見会
　　５月　春の小運動会
　　６月　おたのしみ会
　　７月　七　夕　会
　　８月　夏　祭　り
　　９月　敬　老　会
　　１０月　秋の大運動会
　　１１月　じんざん演奏会
　　１２月　クリスマス忘年会
令和　６年　１月　新　年　会
　　２月　節　　分
　　３月　ひなまつり

春の小運動会

※その他の行事として、外部ボランティアや近隣学校との日常的な交流の促進や、毎月の行事として誕生会、お茶クラブ、おやつレク、いきいき体操等を実施していく。

職員体制

令和５年７月１日現在

職種＼人数	人数（名） 常勤	人数（名） 非常勤	合計（名）
管理者	1	0	1
生活相談員兼介護職員	3	0	3
介護職員	2	7	9
看護職員兼機能訓練指導員	1	1	2
合計	7	8	１５

利用料金

（介護報酬／１日当たり）　　令和５年７月１日現在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額	１，２９１円	１，４０９円	１，５３２円	１，６５４円	１，７７８円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１８円）を含んだ介護報酬の１割分＋食事代金（おやつ込み）６００円の合計です。
※選択的サービスとして、入浴（４０円/日）を行った場合は上記金額に加算されます。
※介護職員処遇改善加算として、介護報酬の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して５．９％が、特定処遇改善加算として総単位数に対して１．２％が、ベースアップ等支援加算として総単位数に対して１．１％が加算されます。
※通所介護事業所と同一建物に居住する者、または通う者に対し指定通所介護を行った場合は１日につき９４単位を所定単位数から減算します。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

皆で魚釣り

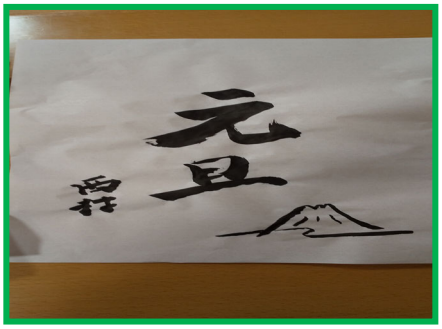

書初め

高知市 市街地区 概 要

- 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知
- ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所
- ウエルデイしなね通所介護事業所

社会福祉法人 土佐香美福祉会

特別養護老人ホームウエルプラザ高知　施設見学順路図

●3Fフロア
定員40名

④　朝倉2丁目ユニット　入居定員10名　　②　旭　2丁目ユニット　入居定員10名

③　朝倉1丁目ユニット　入居定員10名　　①　旭　1丁目ユニット　入居定員10名

●2Fフロア
定員40名

④　一宮2丁目ユニット　入居定員10名　　②　大津2丁目ユニット　入居定員10名

③　一宮1丁目ユニット　入居定員10名　　①　大津1丁目ユニット　入居定員10名

●1Fフロア
ユニット型
短期入所

②　高知１丁目ユニット　入所定員10名　　①　高知１丁目ユニット　入所定員10名

①　ウエルデイしなね　　営業時間：月曜日から土曜日(祝日含む)
※日曜日、年始(1/1～1/2) は休業　　1日利用定員28名

●B1Fフロア

①　地域交流スペース

●特別養護老人ホームウエルプラザ高知（全室個室8ユニットケア80床）

施 設 方 針

①職員は、常に社会福祉法人土佐香美福祉会の職員としての使命･役割を自覚し、高齢者が地域社会において、可能な限り健康で活力有る生活を営むことができるよう支援していく。

②入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

③認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、他者との交流や五感にふれる音やリズム感のある日常が送れるよう共同生活室での生活を中心に支援していく。

④個別機能訓練計画による機能訓練指導を実施するとともに利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活していただくため、四季折々の行事や趣味活動・レクリエーション活動を積極的に行う。

⑤疾病をもつ入居者に対しては、協力医療機関と連携しながら身体状況の観察、把握に努め、医療に万全を期す。

⑥摂食・嚥下機能の低下がみられ、現病歴も多く抱える入居者の栄養ケアマネジメントを多職種連携により遂行し低栄養の予防や体調の安定を図る。また、嗜好や食の楽しみを考慮しながら、季節感を盛り込んだ行事食、ユニット行事などを取り入れ、楽しく家庭的な雰囲気の中で提供できるよう努める。

⑦介護する側・される側、双方にやさしいケアであるノーリフティングケアの実践力を高めるとともにケアの質の向上に努める。そのため、施設内外研修の機会を多くとり、高い見識のある人材の育成に努める。また、カンファレンス等を通じてご家族にもノーリフティングケアについての理解をさらに深めていただくよう努める。

⑧働き方改革を踏まえ、ICT を活用した業務となってくる。各部署とも ICT を活用し、LIFE との連携に加算取得を行う。また入居者との直接的な関わりを増やせるように記録の簡素化や効率化を行っていく。なお働き方改革を踏まえ、時間外の削減に努める。

⑨在宅生活支援のための空床ショートステイを活用するため、居宅介護支援事業所や関連機関との連携及び情報の共有を図っていく。

⑩公益的事業として、社会福祉法人連絡協議会への参画、「ほおっちょけん相談窓口」、こども食堂「なごみカフェしなね」、「基準緩和型訪問型サービス B 事業」、「くらしあんしん応援事業」に取り組んでいる。高知市社会福祉協議会や地域のボランティア団体「土佐いっく成年団」と連携し、地域課題へ取り組んでいく。そして、地域社会に期待される、地域に根ざした、開かれた明るい施設づくりに努める。

百歳のお祝い

◆施設の内容

施設の種別	ユニット型指定介護老人福祉施設
施設の目的	ユニット型指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。この施設は、身体上または精神上いちじるしい障害があるため常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名称	特別養護老人ホームウエルプラザ高知
施設所在地	高知県高知市一宮しなね２丁目１５番１９号　〒781-8131
施設管理者	施設長　津野　高敏
ＴＥＬ番号	０８８－８５５－８８２０
ＦＡＸ番号	０８８－８５５－８８３０
メールアドレス	welplazakochi@oregano.ocn.ne.jp
開設年月日	平成２３年４月１日
入居定員	８０人
建物構造	鉄骨・一部鉄筋コンクリート造　４階建
延床面積	７,３７８.４７㎡
敷地面積	９,４４０.６３㎡

◆居室数

特養	ユニット名	全室個室	計
４フロア	大津１丁目	１０室	２０室
	大津２丁目	１０室	
	一宮１丁目	１０室	２０室
	一宮２丁目	１０室	
	旭１丁目	１０室	２０室
	旭２丁目	１０室	
	朝倉１丁目	１０室	２０室
	朝倉２丁目	１０室	
計	８ユニット	８０室	８０室

ショート	ユニット型個室	２０室

◆職員体制　　令和５年７月１日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備　　考
施　設　長	１		１	
生活相談員	２（１）	１（１）	３（２）	（兼務２名）
介護支援専門員	１（１）	１（１）	２（２）	（兼務２名）
介護職員	２５	２０	４５	（介護福祉士４３名）
看護職員	１	４	５	
機能訓練指導員		１	１	（理学療法士）
管理栄養士		１	１	
事　務　員	１	２	３	
医　師（非）	４	１	５	（内科４名、精神科１名）
介護助手		４（１）	４（１）	
現　業　員	１	２	３	（洗　濯）
清　掃　員	１		１	
給食職員				（委　託）
合　計	３７ （２）	３７ （３）	７４ （５）	

◆利用者状況　　令和５年７月１日現在

入居者数	全　体	８０名
	大　津フロア	２０名
	一　宮フロア	２０名
	旭　フロア	２０名
	朝　倉フロア	２０名
平均年齢	全体　（８０名）	８７歳
	男性　（２０名）	８３歳
	女性　（６０名）	８８歳
最高年齢	男　性	９７歳
	女　性	１０１歳
最低年齢	男　性	７５歳
	女　性	６６歳
利用者負担額段階	第１段階	０名
	第２段階	６名
	第３段階①	１０名
	第３段階②	２０名
	第４段階	４４名

WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）観戦の様子

●ユニット型指定短期入所生活介護ウエルショートしなね（ユニット型個室 20 床）

事 業 方 針

事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。また、介護予防においては、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。

事 業 内 容

①利用定員　２０人
②種　　類　ユニット型個室

通常の送迎実施地域

高知市、南国市
※高知市、南国市以外の方で、送迎ご希望の方はご相談下さい。

職 員 体 制

令和５年７月１日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備　　考
管　理　者	1		1	
事　務　員	1	1	2	
生活相談員	1		1	
介護支援専門員		1	1	
介　護　職　員	3	7	１０	（介護福祉士９名）
看　護　職　員		２（１）	２（１）	
機能訓練指導員		1	1	
管理栄養士		1	1	
医　　師（非）	1		1	（内科１名）
介　護　助　手		１（１）	１（１）	
給　食　職　員				（委　託）
合　　計	7	１４（２）	２１（２）	

※管理者、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、管理栄養士、医師、事務員は特別養護老人ホームと兼務になります。

利用及び予約方法

担当の居宅介護支援事業所にご相談されるか、もしくは、直接、当施設へご連絡下さい。

施設年間行事計画

令和５年４月	花見	10 月	敬老祭り
5 月	端午の節句	11 月	レクリエーション大会
6 月	外出行事	12 月	クリスマス・忘年会・もちつき大会
7 月	七夕行事･そうめん流し	令和６年１月	初詣
8 月	よさこい踊り	2 月	節分
9 月	外出行事	3 月	ひな祭り

※その他、いきいき百歳体操や生活リハビリにも取り組んでおります。

サービス内容

種　類	内　　容
食　事	・　管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（米飯・パン食・麺類など選択をする事ができます） ・　食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるようにし、なお利用者の生活習慣を尊重した食事場所・食事時間が提供できるように配慮します。 ・　（基本食事時間） 朝食　７：３０～　　昼食　１２：００～　　夕食　１８：００～
排　泄	・　利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・　おむつを使用せざるを得ない利用者につきましては、排泄の自立を図りつつ、心身の状況に応じて適切な交換を行います。
入　浴	・　利用日に応じて、最低週２回以上の入浴を行います。 また、利用者の意向及び心身の状況に応じてシャワー浴等、清拭を行います。 ・　寝たきりの方でも、快適に入浴が行えるよう、特殊浴槽を使用し入浴することができます。
機能訓練	・　機能訓練指導員を中心に看護職員・介護職員等により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は低下を防止するための生活リハビリを実施します。
褥瘡予防	・　褥瘡が発生しないように、利用者の身体状況に応じて看護職員・介護職員により適切な介護を行います。 ・　寝たきりの方に対して、適切な体位変換及び必要に応じて適切なマット等を使用した予防に努めます。
健康管理	・　医師や看護職員及び介護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。
そ の 他	・　寝たきり防止のため、できる限り離床して過ごせるよう配慮します。 ・　生活リズムを考え、毎朝夕の着替えや毎食後の口腔ケアを行うよう配慮します。 ・　清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

余暇活動の様子

●ウエルデイしなね　通所介護事業所

事 業 方 針

（介護給付事業）

①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

（介護予防・生活支援サービス事業）

①要支援者等又は日常生活支援総合事業対象者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

②日常生活支援総合事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。

事 業 内 容

① 利用定員　２８人
② 種　類　　通常規模型通所介護
③ 営業日及び営業時間
　・営業日　　月曜日から土曜日（祝日含む）※１月１日～２日休業
　・営業時間　　午前　８時３０分～午後５時３０分
　・サービス提供時間　　午前１０時００分～午後４時００分

通常の事業の実施地域

高知市、南国市

通所介護の内容

＜共通サービス＞

①排泄、食事等の介助
②居宅と事業所間の送迎サービス
③通所介護施設における入浴介助サービス
④日常生活上の援助
⑤相談、助言等に関すること

＜選択サービス＞

入浴介助サービス

おやつ作り

職員体制

令和５年７月１日現在

職　種　　人　数	人　　数（名）		計（名）	備考
	常　勤	非常勤		
管　理　者	1		1	（兼務）
生活相談員兼介護職員	3		3	（内介護福祉士３名）
看護師兼機能訓練指導員	1	1	2	（内短期入所兼務１名）
介　護　職　員	6		6	（内介護福祉士３名）
運　転　手		2	2	
合　計	１１	3	１４	

日　課

時間	通所介護	介護予防・生活支援サービス事業
8:30	迎　え	
10:00	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴・水分摂取 創作活動・他者交流 排泄介助 日常生活動作訓練 ラジオ体操 口腔体操（かみかみ百歳体操）	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍，体重測定） 入浴・水分摂取 創作活動・趣味活動 日常生活動作訓練 ラジオ体操 口腔体操（かみかみ百歳体操）
12:00	昼食、口腔ケア、休養、排泄介助	
13:30	くつろぎタイム（お茶・休養） 下肢むくみ予防体操 創作活動・他者交流 いきいき百歳体操・集団体操 レクリエーション・日常生活動作訓練	くつろぎタイム（お茶・休養） 下肢むくみ予防体操 創作活動・他者交流 いきいき百歳体操・集団体操・ レクリエーション・日常生活動作訓練
15:00	おやつ	おやつ
15:30	社会交流 排泄介助	社会交流 排泄介助
16:00	送　り	

年間行事計画

令和５年　　４月　花　見（施設敷地内）
　　５月　端午の節句（行事食）
　　６月　おやつサークル
　　７月　七夕祭り・流しそうめん
　　８月　夏祭り・よさこい踊り
　　９月　敬老会
　　１０月　運動会
　　１１月　秋祭り
　　１２月　クリスマス忘年会　餅つき
令和６年　　１月　新年会
　　２月　節　分
　　３月　ひな祭り
※毎月、喫茶、誕生日のお祝い

利 用 料 金

（介護報酬／１日当たり）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額	１，２９２円	１，４０５円	１，５１９円	１，６３３円	１，７４９円

※上記金額は、選択サービスの入浴加算（Ⅰ）（４０円/日）＋サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１８円）を含んだ介護報酬の１割分＋食事代（６００円（おやつ含む））を含んだ合計です。

※介護職員処遇改善加算として、通所介護の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して５．９％が加算、介護職員等特定処遇改善加算として１．２％介護職員等ベースアップ等支援加算として１．１％が加算されます（食事・おやつ代金は含まない）。

（介護予防・生活支援サービス事業／１ヶ月当たり）

	事業対象者 要支援１	事業対象者 要支援２
自己負担額	１，７４４円	３，５７２円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（要支援１：７２円/月・要支援２：１４４円/月）を含んだ介護報酬額の１割分で月単位です。（食事代（６００円（おやつ含む））は別です）

※介護職員処遇改善加算として通所介護の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して５．９％が加算、介護職員等特定処遇改善加算として１．２％介護職員等ベースアップ等支援加算として１．１％が加算されます（食事・おやつ代金は含まない）。

季　節　行　事

安芸郡　芸西地区　概　要

- 特別養護老人ホーム　ウエルプラザ洋寿荘
- 特別養護老人ホーム　ウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所
- デイサービスセンター洋寿
- 居宅介護支援事業所洋寿

社会福祉法人　土佐香美福祉会

和食フロア

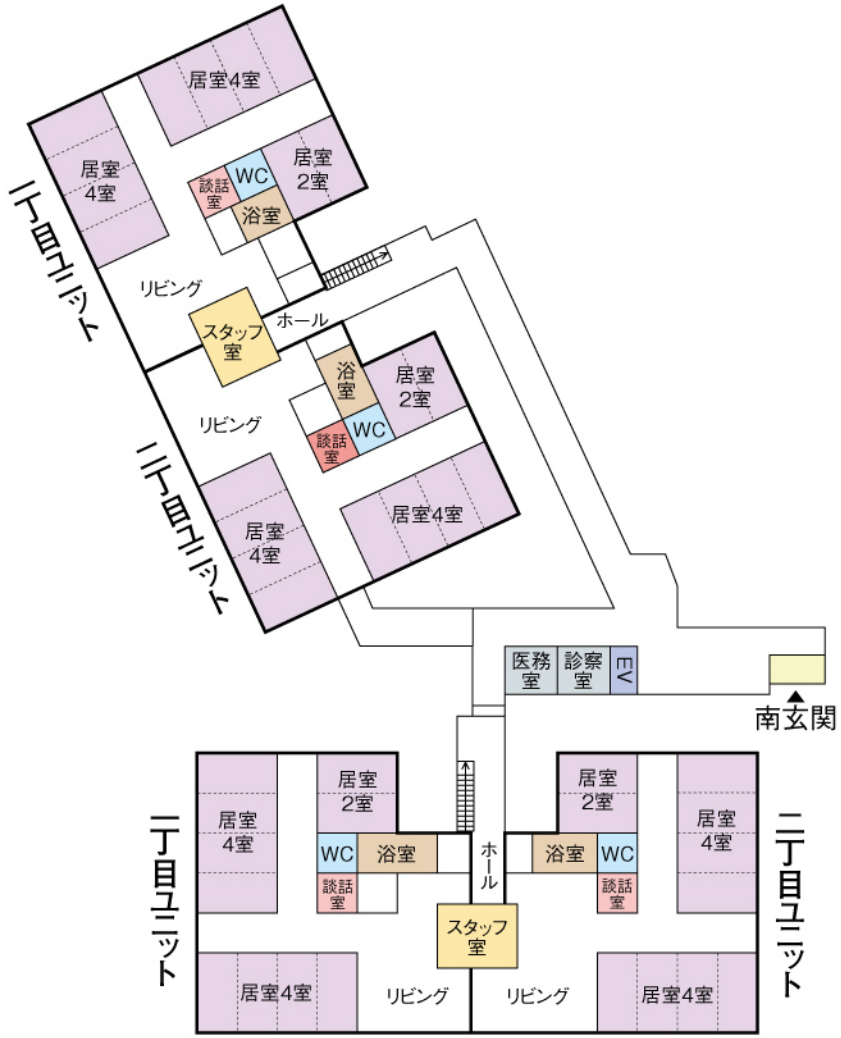

1F

西分フロア

馬ノ上フロア

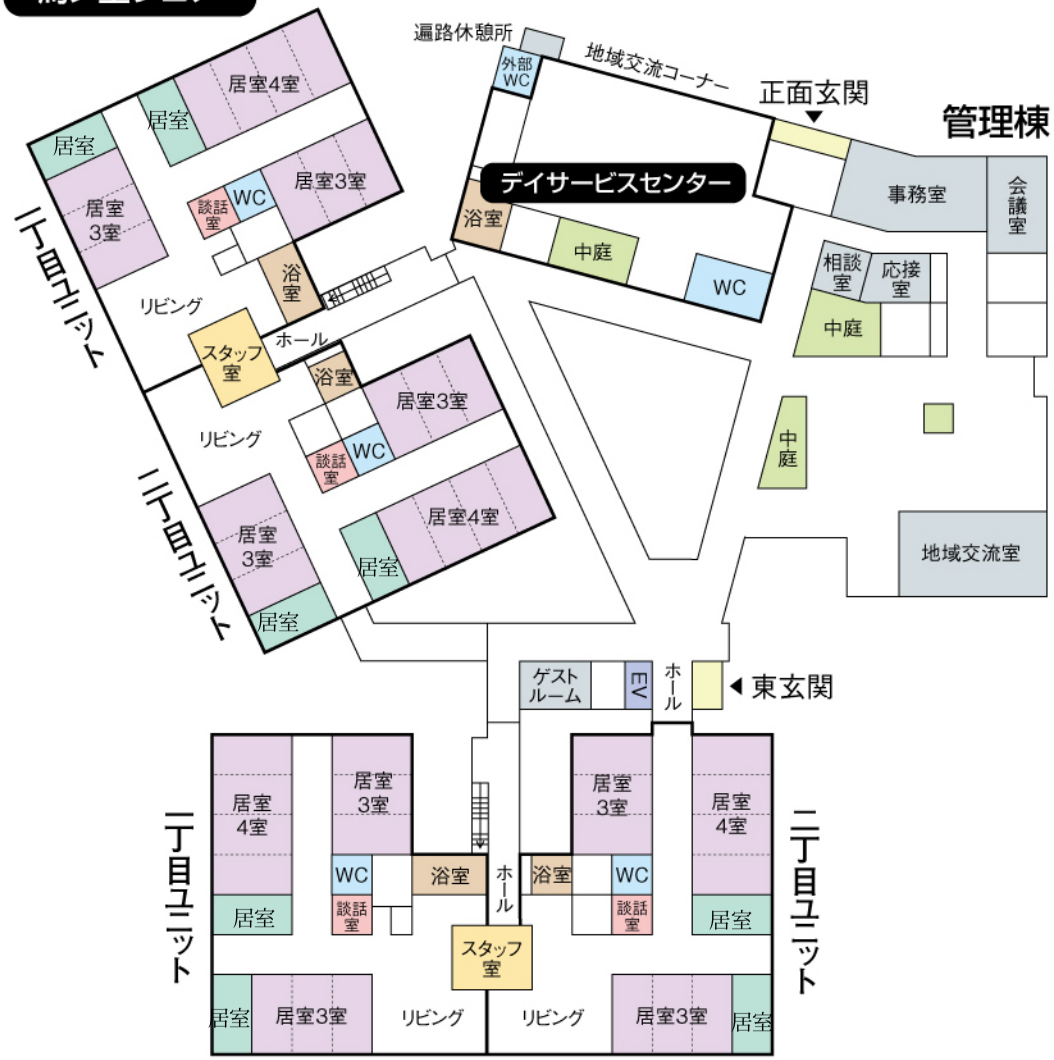

琴ヶ浜フロア

2F

●特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘（全室個室8ユニットケア）
●特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所

施 設 方 針

①入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が、連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
②施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い各関係機関と密接な連携に努める。
③職員は、常に社会福祉施設職員としての使命・役割を自覚し、高齢者が地域社会において、可能な限り健康で活力ある生活を営むことができるよう支援する。
④介護の基本は、入居者の人権尊重です。人権を守り健全で安らかな生活とプライバシーの保たれた住環境を提供するように努める。
⑤認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れて生活を送れるように援助する。
⑥入居者の生活を活性化し、生きがいをもって生活していただくため、四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行う。
⑦疾病をもつ入居者に対しては、協力医療機関と連携しながら身体状況の観察に努め、医療に万全を期していく。
⑧食事は、栄養ケアマネジメントに基づき、個別栄養管理を行う。各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮する。
⑨機能訓練指導員を中心に、看護・介護職員により入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の維持・回復、または低下を防止するための生活リハビリを実施する。
⑩サービスの質の向上に努めるため、施設内外の研修参加を計画して、人材育成に努める。
⑪時間から時間へと追われる介護でなく、入居者のペースに合わせた入居者本位の介護に努める。
⑫「持ち上げない・抱え上げない・引きずらないノーリフティングケア」を実践することで、入居者の二次災害防止と職員の腰痛予防に努める。

◆施設の内容

施設の種別	ユニット型指定介護老人福祉施設
施設の目的	ユニット型指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。この施設は、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名称	特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘
施設所在地	高知県安芸郡芸西村西分乙２９７番地　〒７８１－５７０４
施設管理者	施設長　有澤　喜康
ＴＥＬ番号	０８８７－３２－２１１０
ＦＡＸ番号	０８８７－３２－２１１６

メールアドレス	yojuso@orion.ocn.ne.jp
開設年月日	昭和４９年４月　安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合立として開設
移管年月日	平成１８年４月１日（２００６年）
移転年月日	平成２０年６月２２日（２００８年）　全室個室８ユニット
入所定員	８０人　短期入所生活介護８人　　合計８８人
建物構造	木造２階建
建物面積	３９３４．４１㎡　延べ床面積５５８７．１７㎡
敷地面積	９９４３．９９㎡

◆居室数

	ユニット名	全室個室	計
４フロア	西分１丁目	１０室	２０室
	西分２丁目	１０室	
	和食１丁目	１０室	２０室
	和食２丁目	１０室	
	馬ノ上１丁目	１２室	２４室
	馬ノ上２丁目	１２室（短期入所２室含む）	
	琴ヶ浜１丁目	１２室（短期入所３室含む）	２４室
	琴ヶ浜２丁目	１２室（短期入所３室含む）	
計	８ユニット	８８室	８８室

◆職員体制　　令和５年７月１日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備　　考
施設長	1		1	デイサービス管理者兼務
機能訓練指導員	1		1	作業療法士
生活相談員	2		2	
介護支援専門員	1	1	2	（介護職員兼務１名）
管理栄養士		1	1	
介護職員	１８	２６	４４	（非常勤３名）
看護職員	1	5	6	
医師（非常勤）	2		2	（内科１名、精神科１名）
事務員	1		1	
現業員	4	1	5	（非常勤３名）
介護助手		3	3	（非常勤３名）
給食職員		（8）	（8）	（委　託）
合計	３１	３７	６８	（給食委託職員除く）

◆入居者状況　　令和５年７月１日現在

入居者数	全体	７７名
	西分フロア	２０名
	和食フロア	１９名
	馬ノ上フロア	２０名
	琴ヶ浜フロア	１８名
平均年齢	全体　（７７名）	８９．８歳

	男性　（２１名）	８８．６歳
	女性　（５６名）	９０．２歳
最高年齢	男　性	９７歳
	女　性	９９歳
最低年齢	男　性	７４歳
	女　性	７２歳
入居者負担額段階	第１段階	１名
	第２段階	１８名
	第３段階①	９名
	第３段階②	１６名
	第４段階	３３名

防災訓練
地震・火災想定

節分の日
豆撒き

芸西村　環境の日
一斉清掃への職員参加

ウエルプラザ洋寿荘
花火大会

季節を感じる
流しソーメン

ニュークックチル方式
再加熱カート導入（厨房）

●デイサービスセンター洋寿

事 業 方 針

（介護給付事業）

①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとします。

②通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

（介護予防・日常生活支援総合事業：第１号通所事業）

①要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指します。

②第１号通所事業は、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。

事 業 内 容

①利用定員　３５人
②種　類　　通常規模型
③営業日及び営業時間
　月曜日から日曜日（祝日含む）
　午前９時５０～午後４時００分
　※年始（１／１～１／３）は休業

通所介護の内容

＜介護保険サービス＞

①機能訓練サービス
②口腔機能向上サービス
③居宅と事業所間の送迎サービス
④通所介護施設における入浴介助サービス
⑤排泄、食事等の介助
⑥日常生活の援助
⑦相談、助言に関すること

＜介護保険外サービス＞

食事、おやつの提供

行事　毎月のおやつサークル

通常事業の実施地域

【芸西村、安芸市、香南市】

日　課

時間	通所介護	日常生活支援総合事業
8：30	送迎（迎え）	
9：50 11：00	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 創作・趣味活動、日常生活動作訓練 社会交流・排泄介助 脳トレ、集団体操（映像使用）	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 創作・趣味活動・日常生活動作訓練 社会交流・排泄介助 脳トレ、集団体操（映像使用）
12：00 14：00 15：00	口腔体操、昼食、口腔ケア、排泄介助 くつろぎタイム（お茶・休養） 入浴、水分摂取、 レクリエーション、集団体操 サークル活動・ミニ行事 おやつドリンク､創作活動･趣味活動、 日常生活動作訓練 社会交流、排泄介助、水分補給 帰りの体操	口腔体操、昼食、口腔ケア、排泄介助 くつろぎタイム（お茶・休養） 入浴、水分摂取、 レクリエーション、集団体操 サークル活動・ミニ行事 おやつドリンク、創作活動・趣味活動、 日常生活動作訓練 社会交流、排泄介助、水分補給 帰りの体操
16：00	送迎（送り）	

※体重測定は月１回　必要な方に関しては随時測定する。

年間行事計画

４月　お楽しみ弁当（施設敷地内）
５月　じゃがいもパーティー
６月　あじさい運動会
７月　そうめん流し
８月　スイカ割り
９月　敬老会
１０月　大運動会
１１月　焼き芋
１２月　クリスマス会・餅つき大会
１月　新年会
２月　節分
３月　ひな祭り

お正月　お祝い膳

職員体制

令和　５年　７月　１日現在

人　数 職　種	人　数（名）		計（名）
	常　勤	非常勤	
管理者	1	0	1
生活相談員兼介護職員	4	0	4
看護師兼機能訓練指導員	3	0	3
介護職員	1	4	5
現業員	0	3	3
合　　計	9	7	１６

利 用 料 金　　令和　５年　７月　１日現在

（介護報酬／１日当たり・１割負担の場合です）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額	１，１８３円	１，２８８円	１，３９４円	１，４９９円	１，６０５円

※上記金額の内訳は、介護報酬の１割分＋サービス提供体制強化加算（Ⅰ）＋入浴介助加算（Ⅰ）＋おやつを含んだ食事代５４０円となります。

（芸西村、安芸市、日常生活支援総合事業／１回当たり・１割負担の場合です）

	要支援１（月４回まで）	要支援２（月８回まで）
自己負担額	３８４円	３９５円

※上記金額に＋おやつを含んだ食事代５４０円となります。要支援１で月５回以上、要支援２で月９回以上の利用の場合は下記、香南市金額と同様になります。また、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）は月単位で、要支援１（８８円）、要支援２（１７６円）です。

（香南市、日常生活支援総合事業／１ヶ月当たり・１割負担の場合です）

	要支援１	要支援２
自己負担額	１，７６０円	３，６０４円

※上記金額の内訳は、介護報酬の１割分＋サービス提供体制強化加算（Ⅰ）で月単位となっております。（おやつを含んだ食事代５４０円は別です。）

（介護職員処遇改善加算）

	算定方法・負担内容
介護職員処遇改善加算	通所介護費の単位数に各種加算の単位数を加えた総単位数（１単位１０円）に対して５．９％を乗じたもの
特定介護職員等処遇改善加算	通所介護費の単位数に各種加算の単位数を加えた総単位数（１単位１０円）に対して１．２％を乗じたもの
介護職員等ベースアップ等支援加算	通所介護費の単位数に各種加算の単位数を加えた総単位数（１単位１０円）に対して１．１％を乗じたもの

※加算要件　介護職員の賃金の改善をしているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合

ふれあい農園での園芸活動

●居宅介護支援事業所洋寿

事 業 方 針

①居宅介護支援事業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様に配慮して行う。
②居宅介護支援の事業者は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、適切に保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に十分配慮しながら総合的かつ効率的に提供を行う。
③居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。
④居宅介護支援の事業者は、市町村、介護予防支援事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

営業日及び営業時間

月曜日から金曜日（祝日含む）　午前８時３０から午後５時３０分
※（土曜日、日曜日、年末年始１２／３１～１／３休）
（但し、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする）

通常の事業の実施地域

芸西村・香南市

提供するサービスの内容

①居宅サービス計画の作成
・自宅訪問により、利用者や家族からの利用者状況等情報の収集
・利用者の同意のもと、主治医から意見の確認を受ける
・介護支援専門員を中心にしたサービス担当者会議の開催及び検討
・サービス計画の内容、利用料、保険の適用等の説明と同意
②介護予防プランの作成
・芸西村地域包括支援センターとの委託契約に基づき適正に提供
・予防･介護給付間のスムーズな移行
③その他の提供サービス
・要介護認定の申請、更新、変更の代行
・福祉用具の購入、住宅改修申請の代行
・給付管理票の作成、提出等

職員体制

令和５年７月１日現在

人　数 職　種	人　　数（名）			計（名）
	常　勤	非常勤	兼　務	
管理者兼主任介護支援専門員	1			1
合　　計	1			1

利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付となり、自己負担なし。また、介護予防給付の方についても、委託契約により自己負担なし。
※ただし、保険料の滞納等により、保険料給付金が直接事業者に支払われない場合につき、下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行します。この、サービス提供証明書を後日保険者である市町村の窓口に提出すると、全額払い戻しが受けられます。

＜居宅介護支援費＞

居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援事業所における利用者数の数に、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者の数に２分の１を乗じた数を加えた数を当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数が４０件未満の場合

①要介護１～２　　１０，７６０円
②要介護３～５　　１３，９８０円

居宅介護支援費（Ⅱ）取扱い件数が４０件以上６０件未満の場合

①要介護１～２　　５，３９０円
②要介護３～５　　６，９８０円
（４０件未満の部分は居宅介護支援費Ⅰを適用）

＜交　通　費＞　　無　料

介護相談の様子

香美市　物部地区　概　要

●高齢者生活福祉センターこづみ

- デイサービスセンターこづみ　通所介護事業所
- ヘルパーステーションこづみ　訪問介護事業所
- 生活支援ハウスこづみ

社会福祉法人　土佐香美福祉会

●デイサービスセンターこづみ　通所介護事業所

事 業 方 針

（介護給付事業）

①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

②通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

（介護予防・日常生活支援総合事業）

①要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

②介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・ケアマネジメント計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。

事 業 内 容

①利用定員　１５人
②種　類　　地域密着型通所介護
③営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日含む） ※日曜日、年末年始（１２／３１～１／３）は休業
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
サービス提供時間	午前１０時００分～午後４時０５分

通所介護の内容

＜共通サービス＞

①排泄、食事の介助
②居宅と事業所間の送迎サービス
③通所介護施設における入浴介助サービス
④日常生活上の援助
⑤相談、助言等に関すること

＜選択サービス＞

指定通所介護
入浴介助

湖水祭りの灯籠作り

通常の事業の実施地域

香美市

日　課

時間	地域密着型通所介護	介護予防・日常生活支援
8:30	迎　　え	
10：00	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操
12:00	昼食、口腔ケア、休養、排泄介助	
13:00	くつろぎタイム（お茶・交流・休養） 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練	くつろぎタイム（お茶・交流・休養） 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練
15:00	おやつ	おやつ
15:30	社会交流、排泄介助 集団体操	社会交流、排泄介助 集団体操
16:05	送　　り	

年間行事計画

令和　５年　４月　　創作活動　さくら作り
　　５月　　創作活動　紫陽花作り
　　６月　　大栃小学校交流会
　　７月　　大栃保育園七夕交流会
　　８月　　湖水祭り
　　９月　　敬老会
　　１０月　　大栃中学校交流会
　　１１月　　物部地区文化展作品出展
　　１２月　　大栃保育園クリスマス交流会
　　忘年会
令和　６年　１月　　福笑い
　　２月　　鬼倒し（節分行事）
　　３月　　創作活動　おひな様作り

※その他の行事として物部地区文化展に作品を出展します。また毎月の行事として、お誕生日会、喫茶なかまの広場、季節のお楽しみ弁当を提供します。

職員体制

令和５年７月１日現在

職　種 ＼ 人　数	人　数（名） 常　勤	人　数（名） 非常勤	計（名）	備考
管理者兼生活相談員	1		1	
生活相談員兼介護職員	3		3	
介護職員	2		2	（ヘルパー兼務２名）
看護職員兼機能訓練指導員		2	2	
看護職員兼機能訓練指導員兼介護職員		1	1	
合　計	6	3	9	

利 用 料 金

（介護報酬／１日当たり）※地域密着型通所介護費（小規模型・６時間以上７時間未満）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額	１，２９８円	１，４２０円	１，５４４円	１，６６７円	１，７９０円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（２２円）を含んだ介護報酬の１割分＋食事代金（おやつ込み）６００円の合計です。

※選択的サービスとして、入浴（４０円/日）を行った場合は上記金額に加算されます。

※通所介護の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して介護職員処遇改善加算５．９％・特定処遇改善加算１．２％・ベースアップ等支援加算１．１％が加算されます。（食事代金は含まない）

（第１号通所事業／１ヶ月当たり）

	要支援１	要支援２
自己負担額	１，７６０円	３，６０４円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援１：８８円/月・要支援２：１７６円/月）を含んだ介護報酬額の１割分で月単位です。（食事代金６００円/食は別です）

※通所介護の単位数（１単位１０円）に各種加算の単位数（１単位１０円）を加えた総単位数に対して介護職員処遇改善加算５．９％・特定処遇改善加算１．２％・ベースアップ等支援加算１．１％が加算されます。（食事代金は含まない）

鬼倒し（節分行事）

●ヘルパーステーションこづみ　訪問介護事業所

事 業 方 針

（介護給付事業）

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

（日常生活支援総合事業）

介護予防ケアマネジメント計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を図り、要介護状態となることを予防します。

（障害福祉サービス居宅介護事業）

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行います。

（関係機関の連携）

訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、日常生活支援、その他保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者及び香美市との密接な連携を図りながら、総合的効果的なサ―ビスの提供に努める。

営業日及び営業時間

受付対応日及び時間　月曜日から金曜日（祝日含む）　午前８時３０分～午後５時３０分
訪問日及び訪問時間　月曜日から日曜日（祝日含む）　午前６時００分～午後１０時００分
※年末年始（１２／３１～１／３）は休業

通常の事業の実施地域

香美市

提供するサービスの内容

①身体介護
起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、整容介助、身体の清拭･洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬管理、通院等介助等
②生活援助
調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の入れ替え等

職 員 体 制

令和５年７月１日現在

人　数 職種	人　数（名） 常　勤	非常勤	計（名）	備　考
管理者 兼サービス提供責任者	1		1	
訪問介護員	2		2	
（介護福祉士）	（３）		（３）	
（２級ヘルパー）				
合　計	3		3	

利 用 料 金　（介護報酬額の一割分）

＜訪問介護費＞

（１）身体介護

所要時間２０分未満	１６７円/回
所要時間２０分以上３０分未満	２５０円/回
所要時間３０分以上１時間未満	３９６円/回
所要時間１時間以上１時間３０分未満	５７９円/回
所要時間１時間３０分以上(30分増すごとに)	８４円/回

（注）２名派遣の場合は、上記の金額×２

（２）生活援助が中心である場合

所要時間２０分以上４５分未満	１８３円/回
所要時間４５分以上	２２５円/回

（注）２名派遣の場合は、上記の金額×２

※早朝・夜間の場合
早朝　午前６：００～午前　８：００
夜間　午後６：００～午後１０：００
上記の時間帯に派遣した場合は、上記金額に２５％加算
（注）2名派遣の場合は、上記の金額×２

＜介護予防・日常生活支援総合事業費＞

介護予防ケアマネジメント計画において

週１回程度の利用が必要な場合 （要支援１・要支援２）	１，１７６円/月
週２回程度の利用が必要な場合 （要支援１・要支援２）	２，３４９円/月
週２回を超える利用が必要な場合 （要支援２）	３，７２７円/月

＜加　算＞

（１）特別地域加算：特別地域加算対象区域　　利用料の１５％
（２）初回加算：サービス提供責任者が初回訪問実施または同行訪問
２００円/月（介護給付・総合事業）
（３）緊急時訪問介護加算：緊急要請でケアマネジャーと連携して計画外の訪問を実施
１００円/回（介護給付のみ）
（４）介護職員処遇改善加算：介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た基準該当訪問介護事業所が、利用者に対し基準該当訪問介護を行った場合には、所定単位数に１３．７％加算（介護給付・総合事業）
（５）介護職員等特定処遇改善加算：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た基準該当訪問介護事業所が、利用者に対し基準該当訪問介護を行った場合には、所定単位数に４．２％加算（介護給付・総合事業）
（５）介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位に２．４％加算

＜減　算＞

（１）訪問介護同一建物減算１：同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合には、所定単位数の１０％減算

●生活支援ハウスこづみ（居住部門）

事 業 方 針

高齢のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供し、安心して生活を送れるように支援します。

通常の事業の実施地域

香美市

提供するサービスの内容

①必要に応じ住居を提供すること。
②居住施設利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること。
③居住利用者が在宅福祉サービスを必要とする場合の利用手続き援助等に関すること。
④居住利用者と地域住民との交流を図るための場の提供等を行うこと。

職員体制

令和５年７月１日現在

人　数 職　種	人　　数（名）			計（名）
	常　勤	非常勤	兼　務	
管理者兼生活援助員	1			1
合　　計	1			1

利用者及び入所判定基準

①香美市に住所を有し、原則として６０歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。
②希望者からの入居申請書の提出があった時は、必ずこれを受付、地域ケア会議を開催して、事業目的達成に照らし申請理由が適正であって、理由となった状況及び状態が正確であるか等を判断し、入居についての判定を行う。
③居住施設利用者でやむを得ない理由により利用期間を延長しようとするときは、居住施設利用期間延長申請書により市長の承認を受けなければならない。

定　員　　１０室（内夫婦部屋２室）　１２名

支援ハウス居室

利 用 料 金

居住施設事業利用料（月額）

対象収入による階層区分		利用料
A	１，２００，０００円以下	０円
B	１，２００，００１円～１，３００，０００円	４，０００円
C	１，３００，００１円～１，４００，０００円	７，０００円
D	１，４００，００１円～１，５００，０００円	１０，０００円
E	１，５００，００１円～１，６００，０００円	１３，０００円
F	１，６００，００１円～１，７００，０００円	１６，０００円
G	１，７００，００１円～１，８００，０００円	１９，０００円
H	１，８００，００１円～１，９００，０００円	２２，０００円
I	１，９００，００１円～２，０００，０００円	２５，０００円
J	２，０００，００１円～２，１００，０００円	３０，０００円
K	２，１００，００１円～２，２００，０００円	３５，０００円
L	２，２００，００１円～２，３００，０００円	４０，０００円
M	２，３００，００１円～２，４００，０００円	４５，０００円
N	２，４００，００１円以上	５０，０００円

※利用要件等

（１）利用に伴う光熱水費については、利用者負担とする。

（２）日割り計算の利用料算出方法
利用者が負担すべき１ヶ月の利用料×（利用日数／３０）
但し、１０円未満は切り捨てるものとする。

（３）夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が１５０万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から３０％減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合において、１００円未満の端数は切り捨てるものとする。

（４）自力で食事の確保ができること。

防災訓練計画

（１）年３回（６月・１０月・２月）総合防災訓練（日中地震・火災）をデイサービスセンターこづみ、香美市立大栃診療所及び香美市消防香北分署との合同訓練を実施していく。

（２）各給湯設備、電気設備等については定期的な点検を行い、安全確認を行っていく。

（３）喫煙場所（施設内禁煙）と喫煙マナーについて指導を行っていく。

支援ハウス廊下

個人情報の保護に関する規程

社会福祉法人　土佐香美福祉会

個人情報の保護に関する規程

1．個人情報に関する基本方針

社会福祉法人土佐香美福祉会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、サービスに携わるものの重大な責務と考えております。
法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることとする。

（1）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
③法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解した上で、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

（2）個人情報の安全性確保の措置

①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（3）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

香美市　土佐山田地区　　生活サービス部

- 特定施設入居者生活介護事業所　ケアハウス好日館　（0887-52-3353）
- 住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん（0887-52-5222）
- 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘　（0887-52-3223）
- 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所　（0887-52-3223）

香美市　土佐山田地区　　地域サービス部

- デイサービスセンターやまだ通所介護事業所　（0887-52-5655）
- ウエルデイじんざん通所介護事業所（0887-52-5222）
- ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所　（0887-52-0777）

高知市　市街地区　　生活サービス部

・　特別養護老人ホームウエルプラザ高知　（088-855-8820）
・　ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所　（088-855-8820）

高知市　市街地区　　地域サービス部

・　ウエルデイしなね通所介護事業所　（088-855-8818）

安芸郡　芸西地区　　生活サービス部

・　特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘　（0887-32-2110）
・　特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所　（0887-32-2110）

安芸郡　芸西地区　　地域サービス部

・　デイサービスセンター洋寿　（0887-32-2200）
・　居宅介護支援事業所洋寿　（0887-32-2220）

香美市　物部地区　　地域サービス部

・　デイサービスセンターこづみ通所介護事業所　（0887-58-2828）
・　ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所　（0887-58-2828）
・　生活支援ハウスこづみ　（0887-58-2828）

（4）苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

2. 個人情報の利用目的

社会福祉法人土佐香美福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者へのサービスの提供に必要な利用目的】

（1）事業所内部での利用目的

①事業所が利用者に提供するサービス
②保険事務
③サービスの利用にかかる事業所管理運営業務のうち次のもの
・会計、経理
・事故、緊急時等の報告
・当該利用者へのサービス

（2）他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

①事業所が利用者に提供するサービスのうち
・利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携

（サービス担当者会議等）、照会への回答
・その他の業務委託
・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
・家族等への心身の状況説明
②保険事務のうち
・保険事務の委託（一部委託を含む）
・審査支払い機関へのレセプトの提出
・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
③損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届け出等

【上記以外の利用目的】

（1）事業所内部での利用に係る利用目的

事業所管理運営業務のうち次のもの
・サービスや業務の維持・改善の基礎資料
・事業所等において行われる学生等の実習への協力
・事業所において行われる事例研究等
・法人発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示等
・面会のための所在確認に関する電話等の対応

（2）他の事業者等への情報提供に係る利用目的

事業所の管理運営業務のうち
・外部監査機関・評価機関等への情報提供

職員ハンドブック

社会福祉法人　土佐香美福祉会

法　人　理　念

１．地域から信頼と安心そして理解をよせられる法人となります。

２．福祉施設＝利用者の生活の場であることへの責務を負います。

３．職員の願い、利用者の期待に応えられる経営をします。

介　護　方　針

１．人権の尊重

（1）介護の基本は言葉掛けです。職員の価値観を押し付けるのではなく、コミュニケーション力を発揮した介護を行います。

（2）排泄・入浴介助時は、プライバシーを尊重した基本ケアに取り組みます。

（3）食事は一人ひとりにあった食事形態や療養に応じた食事、介助が必要な方にはその人のペースにあわせた安全な食事介助を提供します。

（4）すべてのご利用者に温かく接し、一人ひとりに寄り添う支援をします。

（5）ご利用者が安心して生活を送れるよう、目配り・気配り・心配りを忘れません。

２．個別ケアの実現

（1）日常的に「その人らしさ」が発揮でき、豊かな生活が送れる環境を整備します。

（2）ご利用者・ご家族の思いを念頭に、専門的知識に基づいた個別計画を作成します。

（3）自律支援とチームケアを構築し、豊かで穏やかな生活が送れるよう支援します。

（4）ご利用者が豊かな生活を送っていただけるように、ご利用者・ご家族・職員・地域との連携を図ります。

（5）ご利用者の強みを生かした活動として、四季折々の行事や趣味活動をご家族、地域の協力を得ながら取り組みます。

（6）常に健康管理に気を配り、安心した生活が送れるよう関係者と連携を図ります。

３．サービスの質の向上

（1）法人の階層別研修プログラム体系に基づき、専門職としての視点や考え方、さらには人間性の向上に努めます。

（2）階層別の目的を達成し、法人の職員として資質の向上に励みます。

（3）積極的に外部研修・施設視察等に参加し、私たちが実践しているケアについて振り返り評価していきます。

４．ノーリフトケアの充実

（1）持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケアの構築に取り組みます。

（2）ノーリフトケアを通じて、職員の身体を守り、ご利用者の二次障がい予防に取り組みます。

（3）ノーリフトケアの完結にあたり、基本的なケアの構築に取り組みます。

信　　条

☆毎週、全体朝礼で復唱

利用者の皆様に
満足していただける
安心・信頼のある
生活空間を創ります。
・人権を尊重し、個人情報の保護に努めます。
・迅速かつ誠意ある利用者対応をいたします。
・利用者本位のワンストップサービスをいたします。

☆毎朝の申し送りで復唱

１．人を愛し、尊敬して接していますか。

２．介護させていただいているという気持ちが一番大切。

３．介護は正しい言葉遣いから。

４．言葉は心の表れである。

職員として守るべき事項

１．介護はチームケアです。専門職としてチームワーク・職場の仲間という気持ちを念頭に取り組みます。

２．常に相手の思いや立場を自分自身に置き換え、思いやりのある言葉と行動で接します。

３．専門職・社会人として、気持ちの良い接遇マナー（笑顔・挨拶・立振舞い・身だしなみ・言葉遣い）に取り組みます。

４．専門職として、健康管理に努めます。特に腰痛予防・感染症予防は専門職として自覚を持ち予防に取り組みます。

５．介護・福祉に関する資格を有するプロフェッショナルとして、豊かな知識・技術・人間性の向上に尽くします。